

日高市国民保護計画

令和2年8月

日高市

目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画策定の目的	1
第2章 計画策定の背景・経緯	1
第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方	1
第4章 日高市の概況	2
第1節 地理的特性	2
第2節 社会的特性	2
第5章 国民保護の実施体制	3
第1節 市の責務	3
第2節 関係機関との連携	5
第3節 他の市町村との連携	5
第4節 公共的団体との協力体制	5
第5節 市民の協力	6
第6節 武力攻撃等の態様と留意点	6
第2編 平時における準備編	10
第1章 情報収集、伝達体制の構築	10
第1節 通信の確保	10
第2節 被災情報の収集、報告に必要な準備	10
第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	10
第2章 迅速な初動体制の確保	10
第1節 24時間即応体制の確立	10
第2節 職員配備計画の作成	10
第3節 職員の指定と情報伝達体制の整備	10
第4節 交代要員等の確保	11
第3章 警報の住民への周知	11
第4章 避難の指示	11
第1節 モデル避難実施要領の作成	11
第2節 避難人数の把握	14
第3節 避難の指示の周知	15
第4節 避難住民集合場所の指定	15
第5節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制	16
第6節 避難交通手段の決定	17
第7節 避難路の選定	17
第8節 運送順序の決定	18
第9節 道路啓開の準備	18
第10節 避難住民等に対する住宅供給対策	18
第11節 避難誘導の補助	18
第5章 緊急物資の備蓄等	18
第1節 緊急物資の備蓄	18
第2節 装備品の整備	19
第3節 市が管理する施設及び設備の整備等	19
第6章 緊急物資運送計画の策定	19
第1節 運送路の決定基準	19
第2節 応援物資の受入れ体制の整備	20
第3節 応援物資の発送体制の整備	20
第7章 医療体制の整備	21
第1節 初期医療体制の整備	21
第2節 傷病者搬送体制の整備	22
第3節 保健衛生体制の整備	22
第8章 生活関連等施設の管理体制の充実	23
第1節 生活関連等施設の管理体制の整備	23
第2節 放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等	23
第9章 文化財保護対策の準備	24
第10章 研修の実施	24
第11章 訓練の実施等	24
第1節 市の訓練	24
第2節 民間における訓練等	24
第12章 市民との協力関係の構築	25
第1節 消防団の充実・活性化の促進	25
第2節 自主防災組織との協力関係の構築	25
第3節 ボランティアとの協力関係の構築	25
第4節 市民の意識啓発等	26

第3編 武力攻撃事態等対処編	27
第1章 実施体制の確保	27
第1節 全庁的な体制の整備	27
第2節 市国民保護対策本部等の組織等	28
第3節 関係機関との連携体制の確保	31
第4節 市国民保護対策本部等の廃止	32
第5節 市民との連携	32
第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策	32
第1節 特殊標章等の交付	32
第2節 安全確保のための情報提供	34
第3章 住民の避難措置	34
第1節 警報の通知の受入れ・伝達	34
第2節 緊急通報の伝達	35
第3節 避難の指示等	35
第4節 避難住民の運送手段の確保	37
第5節 避難路の選定と避難経路の決定	37
第6節 避難路の交通対策の実施	37
第7節 避難誘導の実施	38
第8節 避難の指示の解除	38
第9節 避難誘導の実施の補助	38
第4章 避難住民等の救援措置	38
第5章 武力攻撃災害への対処措置	42
第1節 対処体制の確保	42
第2節 応急措置等の実施	43
第3節 保健衛生対策の実施	45
第4節 動物保護対策の実施	45
第5節 廃棄物対策の実施	45
第6節 文化財保護対策の実施	45
第6章 情報の収集・提供	45
第1節 被災情報の収集・提供	45
第2節 安否情報の収集・提供	46
第3節 各措置機関における安否情報の収集	47
第4編 市民生活の安定編	48
第1章 物価安定のための措置	48
第2章 避難住民等の生活安定措置	48
第3章 生活基盤等の確保のための措置	48
第4章 応急復旧措置の実施	48
第5編 財政上の措置編	49
第1章 損失補償	49
第2章 損害補償	49
第3章 被災者の公的徴収金の減免等	49
第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等	49
第6編 緊急対処事態対処編	50
第1章 想定する緊急対処事態とその対処措置	50
用語集	51

第1編 総則

第1章 計画策定の目的

武力攻撃事態等が発生した場合、市は、市民を安全に避難させ救援していく重要な責務を担うこととなる。市民の避難・救援を的確に果たしていくため、平素から国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と相互に連携するとともに、市民の協力を得て、武力攻撃事態等に迅速かつ的確に対処できる万全の体制を整備しておくことが必要である。

この計画は、我が国に対する武力攻撃事態、武力攻撃予測事態、緊急対処事態から、市民の生命、身体、財産を保護するため、必要な事項を定めるものである。

なお、市民の安全を確保するためには、実施する国民保護措置についても絶えず検証がなされていくべきものであり、市はその検証結果に基づき、必要に応じてこの計画の変更を行うものとする。計画の変更に当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

第2章 計画策定の背景・経緯

第2次世界大戦から70年以上を経過し、世界的な規模の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方では世界各地で宗教上や民族上の問題などによる対立が表面化し、武力による地域紛争が発生し深刻化してきた。そうした中、2001年9月11日には米国で同時多発テロが発生し、一瞬にして多くの人々の命が奪われ、世界中の人々が震撼した。その後も世界各地でテロが引き起こされ、犠牲者が増え続けている。

我が国でも、国際的テロ集団から標的として名指しされたことを始め、武装不審船の出没や、大量破壊兵器の拡散などの脅威に依然として脅かされているのが現状である。

国の平和と国民の安全を確保するためには、国際協調に基づく外交・安全保障政策などにより、我が国への脅威を未然に防ぐことが何より重要である。しかし、それら最大限の努力を行ってもなお、我が国の平和と安全を脅かす事態が発生した場合に備えて、万全の体制を備えておくことは、大変重要なことである。

そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」（以下「事態対処法」という。平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」と改称。）が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（以下「国民保護法」という。）などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。

第3章 計画策定に当たっての基本的な考え方

本計画を策定するに当たり、その基本的な考え方は以下のとおりである。

○ 基本的人権の尊重

国民の自由と権利への制限は必要最小限度のものに限られ、かつ適正な手続きの下に行われるものとし、国民の基本的人権の尊重に最大限配慮する。

○ 国民の権利利益の迅速な救済

国民保護措置等の実施に伴う損失補償、国民保護措置等に係る不服申し立て又は訴訟、その他の国民の権利利益の救済に係る手続きについて、市民からの問合せに対応する総合窓口の開設や、必要に応じて外部の専門家等の協力を得るなどして、迅速な処理を実施する。

又、市は、これらの手続きに関連する文書を適切に保存するものとする。

○ 情報の伝達と共有化の確保

住民への警報や避難の指示を正確かつ迅速に伝達するための体制や実施方法の確立を図る。

○ 国民保護措置実施体制の確立及び連携

市は、対策本部の設置等による国民保護措置実施体制の整備と国や県、指定地方公共機関等との連携方法の確立を図る。

○ 市民の自助・共助

武力攻撃災害時には大規模な被害が発生するおそれがあり、被害の防止又は軽減を図るため、行政や関係機関のみならず、日頃からの市民の自主的な備えや、地域での助け合いの充実を図る。

○ 指定公共機関、指定地方公共機関の自主性の尊重、言論その他の表現の自由の保障

指定公共機関及び指定地方公共機関が、その業務について国民保護措置を行うに当たっては、その実施方法等について、市から提供される情報も踏まえ、武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものとされていることに留意する。

又、市は、県が行う救援に対する協力、救援に関し地方公共団体以外の団体又は個人が行う協力についての連絡調整等の日本赤十字社が実施する国民保護措置について、その特性をかんがみ、その自主性を尊重するものとする。

又、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

○ 要配慮者の保護

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者の積極的な避難救援対策を実施する。

○ 国際人道法の的確な実施の確保

市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保するものとする。

○ 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。又、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮するものとする。

○ 準備体制の充実

武力攻撃事態等の発生に備え、情報収集体制の構築や、必要な食料等の備蓄、資機材の整備、実践的な訓練の実施など、平時における準備体制の充実を図る。

○ 外国人への国民保護措置の適用

市は、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。

第4章 日高市の概況

第1節 地理的特性

本市は、埼玉県の南西部に位置し、東西方向11.1km、南北方向6.0kmに及び、面積は47.48km²を有し、東部はなだらかな台地で市街が広がり、西部は標高100～300mの丘陵が連なり、県立奥武蔵自然公園に指定されている。

市の中央には高麗川が迂曲東流し、東は川越市、鶴ヶ島市、西は飯能市、南は狭山市、北は坂戸市、毛呂山町と接している。

第2節 社会的特性

本市の人口は、平成27年の国勢調査では56,521人である。これまでの人口の動きを見ると、昭和30年に16,776人であった人口が、10年後の昭和40年に17,768人となり、20年後の昭和50年に32,339人、そして、昭和60年に48,227人と大幅に増加した。昭和60年代に移り、このすう勢はゆるやかになり、平成3年の市制施行時に53,284人であったが、規制緩和による市街化調整区域の宅地化がすすんだ結果、平成22年10月1日時点において、57,892人に達している。近年では、少子化の影響から令和元年10月1日時点では、55,731人と若干の減少傾向にある。

又、道路については自動車専用道路として市東部に首都圏中央連絡自動車道が通過し、市東部に国道407号及び西部に国道299号がそれぞれ南北に通っている。さらに、県道川越日高線が東西方向に国道を結ぶ道路となっており、市東部に県道笠幡狭山線、市中央部に県道飯能寄居線が南北に通り、北部には県道日

高川島線、南部には県道日高狭山線が通っている。

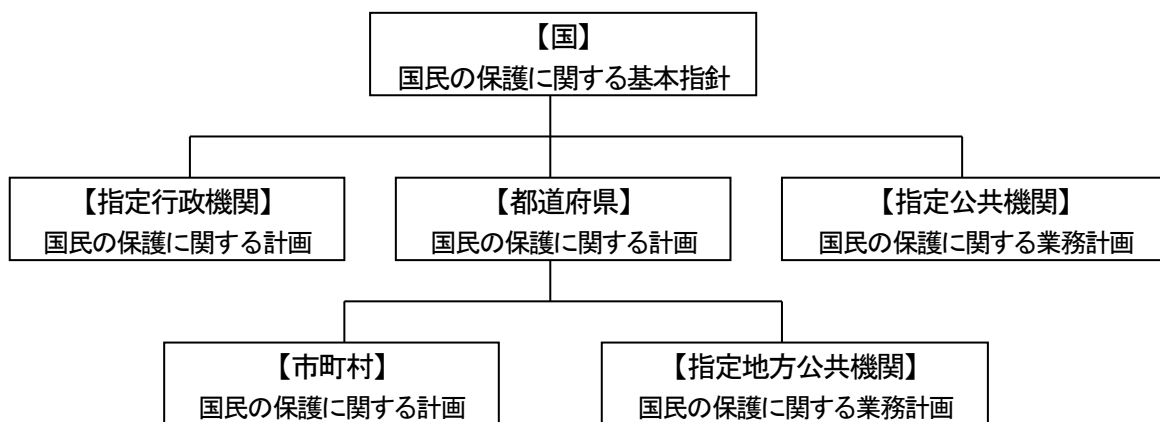
又、市内鉄道網は、JR川越線が市中央部より東に延び、JR八高線が市中央部を南北に、市西部には西武池袋線が通っている。バスについては、乗合バス事業者が、市内の住宅団地や駅と近隣市町の駅等を結んで運行している。

又、本市の15km圏内には、航空自衛隊の入間基地（狭山市・入間市）及び米軍の横田飛行場（東京都福生市・瑞穂町他）がある。こうした防衛上の重要施設は、武力攻撃等の攻撃目標とされる可能性があるため、施設周辺の住民が市域を越えて本市へ避難してくることが考えられる。

第5章 国民保護の実施体制

国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の下、連携し一体となって実施していくものである。

こうした措置を実施するため、国は「国民の保護に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）を定めた。この基本指針に基づき、県は「国民保護に関する埼玉県計画」を策定し、県の計画に基づき、当市は「日高市国民保護計画」を策定する。



第1節 市の責務

市は、国や県、指定公共機関、指定地方公共機関と相互に連携し、国民の保護のための措置を実施するが、市の責務とされているものは、主に以下のとおりである。

(1) 基本的事項

- ① 国、県等他の地方公共団体、その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 市の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 市長は、県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 市が実施する主な措置

- ① 警報、避難の指示の住民への伝達
- ② 避難住民の誘導
- ③ 避難住民等の救援
- ④ 安否情報の収集及び提供
- ⑤ 退避の指示
- ⑥ 警戒区域の設定
- ⑦ 消防
- ⑧ 水の安定供給等国民生活の安定に関する措置

＜参考＞

1 国の責務

(1) 基本的事項

- ① 基本指針を定めること。
- ② 武力攻撃事態等が発生した場合には、その組織及び機能のすべてを挙げて自ら国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施すること。
- ③ 地方公共団体、指定公共機関の実施する国民の保護のための措置を的確かつ迅速に支援すること。
- ④ 国民の保護のための措置に関し国費による適切な措置を講じること。

(2) 国が実施する主な措置

- ① 警報の発令、避難措置の指示
- ② 武力攻撃事態等の情報の提供
- ③ 救援の指示、応援の指示、安否情報の収集・提供
- ④ 武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示
- ⑤ 生活関連等施設の安全確保に関する措置
- ⑥ 放射性物質等を用いた攻撃（NBC災害）により生ずる汚染の拡大を防止するための措置
- ⑦ 危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するための措置
- ⑧ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置
- ⑨ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

2 県の責務

(1) 基本的事項

- ① 国及び他の地方公共団体その他関係機関と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、必要な措置を実施する。
- ② 国があらかじめ定める基本的な方針に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施する。
- ③ 県の区域内において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。
- ④ 知事は、基本指針に基づき、国民の保護に関する計画を作成する。

(2) 県が実施する主な措置

- ① 警報の市町村長等への通知
- ② 住民への避難の指示
- ③ 県の区域を越える住民の避難に関する措置
- ④ 避難住民等の救援
- ⑤ 安否情報の収集及び提供
- ⑥ 緊急通報の発令
- ⑦ 武力攻撃災害を防除し、及び軽減するための措置
- ⑧ 生活関連等施設の安全確保
- ⑨ 保健衛生の確保
- ⑩ 生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置

3 指定公共機関・指定地方公共機関の責務

(1) 基本的事項

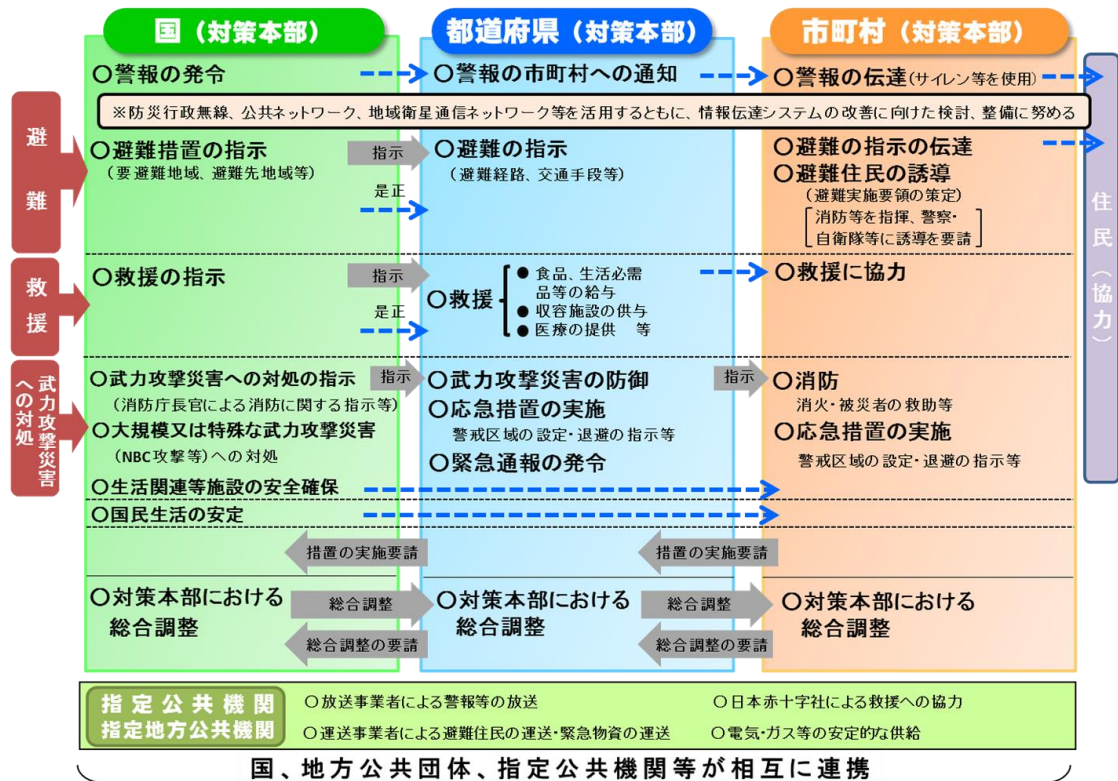
指定公共機関、指定地方公共機関は、武力攻撃事態等において、その業務に関して必要な国民を保護するための措置を実施することとされている。

(2) 指定公共機関、指定地方公共機関が実施する主な措置

- ① 放送事業者
警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送
- ② 運送事業者
避難住民、緊急物資の運送

- ③ 医療事業者
医療の実施
- ④ ライフライン事業者
電気、ガス、飲料水等の安定供給
- ⑤ 電気通信事業者
通信の確保

武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み



第2節 関係機関との連携

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示等については、いつ発せられるかわからないため、市は、いつでも速やかに国民の保護措置が実施できる体制を整備するものとする。

又、市は、武力攻撃事態等が発生したときに、国民の保護に関する措置を迅速かつ的確に実施できるよう、あらかじめ国、県、指定公共機関、指定地方公共機関の担当部署、連絡方法、手続きについて把握するとともに、訓練を実施するなどして円滑な運営体制の整備を図るものとする。

第3節 他の市町村との連携

武力攻撃事態等発生時には、市域を越える避難や救援が想定される。こうした事態に備え、あらかじめ近隣市町村と相互に市域を越える住民の避難・救援に関する協定及び緊急物資の相互応援協定を締結し、その実施方法等について明らかにしておくものとする。

又、多数の避難住民を受入れる場合も、近隣の市町村と連携して広域で対処する必要があると考えられることから、救援等の実施方法について相互にある程度統一性を確保するものとする。

第4節 公共的団体との協力体制

市が、国民の保護に関する措置等を的確かつ迅速に実施する上で、農業協同組合や社会福祉協議会のような公共的団体の協力は重要である。市は、公共的団体との相互の連携を密にし、協力体制の整備を図るもの

とする。

第5節 市民の協力

武力攻撃等が発生した場合、市は、警報や避難措置の指示の伝達、避難誘導や救援、安否情報の収集、武力攻撃災害への対処等といった多くの業務を実施することとなり、市民の自発的な協力が必要になると考えられる。このため、市は、市民相互の協力組織やボランティア等を支援していくものとする。

一方、市民自らも近隣住民とのコミュニケーションづくりに努めたり、武力攻撃事態等に備えて食料や飲料水等を備蓄するなどして、日頃から自助・共助の精神に基づき備えていくことが期待されている。

ただし、市民の協力は自発的な意思にゆだねられるものであって、強制にわたることがあってはならない。

又、二次災害を避ける意味からも、市民に協力を求める場合には、その安全確保に十分配慮していくものとする。

第6節 武力攻撃等の態様と留意点

1 武力攻撃事態の特徴と留意点

(1) 着上陸侵攻の場合

① 特徴

ア 我が国に対して大規模な着上陸侵攻が直ちに行われる可能性は低いと考えられるが、発生した場合、一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において市民の避難を行うことも想定される。

イ 着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。

ウ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、危険物施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

② 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

(2) グリラや特殊部隊による攻撃の場合

① 特徴

ア 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵国もその行動を秘匿するためあらゆる手段を行使することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。

イ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば危険物施設が攻撃された場合には、被害の範囲が拡大するおそれがある。また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合も考えられる。

② 留意点

グリラや特殊部隊の危害が市民に及ぶおそれがある地域においては、市（消防機関を含む）と県、

警察、自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、県知事による緊急通報の発令を受け、市長（又は県知事）は、退避の指示又は警戒区域の設定などの措置を行う。

（3）弾道ミサイル攻撃の場合

① 特徴

ア 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国（又は市）に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭であるのか、NBC弾頭であるのか）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

イ 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限化され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。そのため、市は弾道ミサイル発射時に市民が適切な避難行動をとることができるよう、国及び県と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。通常弾頭の場合には、屋内への避難や消火活動が中心となる。NBC弾頭の場合も、屋内への避難が基本となるが、必要に応じて目張りなど特別な対応が必要となる場合がある。また、情報の収集に努め、安全が確認されるまで、屋外に移動することを避ける必要がある。

（4）航空攻撃の場合

① 特徴

ア 弾道ミサイル攻撃の場合に比べ、その兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

イ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

ウ 航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

エ 通常爆弾の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

② 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに地下室等屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

2 緊急処理事態

（1）攻撃対象施設等による分類

① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (イ) 河川上流自治体のダムの破壊等

イ 留意点

- (ア) 可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
爆発及び火災の発生により市民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- (イ) ダムが破壊された場合の主な被害
ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

イ 留意点

- 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

(2) 攻撃手段による分類

① 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

イ 留意点

- (ア) 放射能の拡散
ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能がかく乱されると、後年、ガンを発症することもある。
小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。
- (イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃
生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- (ウ) 化学剤による攻撃
一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等

の神経剤は下をほうように広がる。

生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。

② 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

ア 事態例

(ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

(イ) 弾道ミサイル等の飛来

イ 留意点

主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。

第2編 平時における準備編

武力攻撃事態等が発生した場合、市民を迅速かつ的確に避難させ救援していくため、市は、国や県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制、市民との協力関係、緊急物資の備蓄等について平時から十分整備しておくものとする。

第1章 情報収集、伝達体制の構築

第1節 通信の確保

住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。

このため、市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び緊急情報ネットワークシステム（E-m-Net）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第2節 被災情報の収集、報告に必要な準備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。

第3節 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

市は、収集した情報を整理し提供できるよう、以下の準備を行うほか、安否情報システムの習熟に努めるものとする。

- (1) 市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう、安否情報の収集、整理及び提供の責任者をあらかじめ定める。
- (2) 市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。

第2章 迅速な初動体制の確保

第1節 24時間即応体制の確立

武力攻撃事態等における警報や避難措置の指示が、時間的な余裕をもって国から発令されるとは限らず、予告なく大規模テロ等が発生した場合も、迅速かつ的確な措置を実施することが可能な体制を整備しておくなければならない。このため、市は、夜間、休日等においても情報伝達等が24時間対応できる体制を整備しておくものとする。

第2節 職員配備計画の作成

市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部（以下「市国民保護対策本部等」という。）の部長、現地对策本部長に充てられる者は、それぞれの担当業務を遂行するため、必要な動員職員数を算出して職員配備計画を作成し、職員に周知するとともに、市長に報告するものとする。

なお、配備計画には、市担当職員が交通の途絶、職員の被災等により参集が困難な事態に備え、代わりに参集すべき職員について定めておくものとする。

又、多数の避難住民を受入れる場合、長期間にわたる対応が必要と考えられることから、交代要員の確保等を考慮して職員の動員配置の体制を整備するものとする。

第3節 職員の指定と情報伝達体制の整備

市国民保護対策本部等の部長、現地对策本部長に充てられる者は、情報収集や関係機関との連絡調整等を行う職員を確保するため、上記の職員配備計画を作成する際は、市庁舎の近隣等に居住する職員の中から、役職等を考慮して決定するよう努めるものとする。

又、情報連絡体制の強化を図り、情報を迅速かつ的確に共有化しながら対処していくことが重要であるた

め、市は、携帯電話等の貸与に努め、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。

第4節 交代要員等の確保

市は、市国民保護対策本部等を設置した場合において、その機能が確保されるよう、以下の項目についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 交代要員の確保、その他職員の配備
- (2) 食料、燃料等の備蓄
- (3) 自家発電設備の確保
- (4) 仮眠設備等の確保

第3章 警報の住民への周知

- (1) 市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。
- (2) 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、区・自治会組織を経由した伝達等、住民への警報の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により周知しておくものとする。
- (3) 市は、地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努めるものとする。

第4章 避難の指示

第1節 モデル避難実施要領の作成

1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項

市長は、武力攻撃事態等が発生した場合には、避難の指示に基づき、避難の経路や避難誘導の実施方法などを定めた「避難実施要領」を直ちに定めなければならない。そのため、あらかじめ武力攻撃事態の態様に応じた複数パターンのモデル避難実施要領を作成し、住民に対して周知しておくものとする。

なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な要配慮者の避難方法、発生時期（季節）や交通渋滞の発生状況等について配慮するものとする。

【モデル避難実施要領に定める基本的事項】

- (1) 避難の経路及び交通手段
- (2) 防災行政無線の使用など避難の指示の住民への周知に関する事項
- (3) 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置、その他避難住民の誘導に関する事項
- (4) 迅速に関係機関の意見を聴取する方法
- (5) 住民が避難の際に携行する物品等
- (6) 住民に対する注意事項
- (7) 上記のほか、避難の実施に関し必要な事項

2 武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成

(1) 着上陸侵攻からの避難

大規模な侵攻が行われるため、避難が長期化し広範囲にわたる可能性がある。そのため、他都道府県への避難も含めて、大規模かつ長期の避難を想定したモデル避難実施要領とする。又、主に以下の事項について、避難実施要領に盛り込むものとする。

- ① 市は、避難先地域において当市民の受入れが完了するまで避難住民の誘導を行う。
- ② 避難住民の誘導は、できる限り区・自治会又は事業所等を単位として実施するよう努める。
- ③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、要配慮者等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。

(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難

① 着弾前

弾道ミサイルによる攻撃は、着弾前に弾頭の種類を特定することは極めて困難である。又、極めて短時間に避難を行う必要がある。このため、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に住民をできるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させる。住民は日頃から自らの行動範囲にどのような避難場所があるのか把握しておくものとする。

攻撃を受けた時の状態に応じて、以下の留意事項を避難実施要領に盛り込むものとする。

ア 屋外にいる場合

(ア) 直ちに堅ろうな建物や地下に逃げ込む。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶ。

(イ) 近くに適当な建物や地下室などが無い時には、むやみに走り回らず頭を守って伏せる。

イ 屋内にいる場合

(ア) 鉄筋コンクリートなど堅ろうな場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より堅ろうな建物や地下に避難する。

(イ) 基本的に地下に移動する。地下室が無い場合には、1階に移動する。

(ウ) ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶ。

(エ) 太い柱や柱の多い場所に、衣類や持ち物で後頭部を保護してうづくまる。

ウ 乗り物の中にいた場合

(ア) 車の中にいた場合

- ・ むやみに車で移動せずに、ラジオ等で正確な情報収集に努める。又、むやみに車外へ出ない。

- ・ 大きな建物がある場合には、その陰に移動し、建物がない場合には、電柱や鉄塔など不安定な構造物を避けて、道路の左側に停車する。

- ・ 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所（やむを得ず道路上に駐車して避難するときは、できるだけ道路の左側）に駐車し、キーをつけたままドアはロックしない。

(イ) 電車内にいた場合

- ・ 車内放送、携帯電話、ラジオ等で正確な情報の収集に努める。

- ・ 乗務員の指示に従って行動する。むやみに車外へ出ない。又、周囲の人たちと協力して行動する。

- ・ 地下鉄で攻撃にあった場合には、比較的被害が少ないと考えられるので、外部の様子が判明するまでその場所に留まる。

② 着弾後

着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外へ出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの指示内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど、避難措置の指示の内容に沿った避難の指示を行う。NBC兵器を搭載した弾頭と判明した場合は以下のとおり。

ア 核兵器の場合

(ア) 核攻撃後は放射能の影響が考えられるため、住民は以下の事項に留意する。

- ・ 被害の情報収集に努めるとともに、安全が確認されるまでむやみに地上に脱出しない。

- ・ 安全が確認されるまでむやみに爆心地へ近づかない。

(イ) 放射性降下物による外部被曝、内部被曝を避けるため、避難に当たっては、以下の事項に留意する。

- ・ 風下を避け手袋、帽子、雨ガッパ等を着用することで外部被曝を抑制する。
- ・ 内部被曝を避けるため、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護する。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避ける。

又、安定ヨウ素剤の服用等医療機関等からの指示があった場合には従う。

(ウ) ダーティボムが使用された場合には、武力攻撃が行われた場所から直ちに離れ、できるだけ近傍の地下施設等に避難させる。

イ 生物兵器の場合

(ア) 攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難させる。

(イ) 人や動物を媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、攻撃が行われた時期、場所等の特定が通常困難であり、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療するなどの措置を講ずる。

ウ 化学兵器の場合

(ア) 風向きを確認し、風下を避け武力攻撃が行われた場所から直ちに離れる。

(イ) 外気から密閉性の高い屋内の部屋又は高所に避難する。気密性の低い部屋に避難した場合には、すべての窓を閉め切り、ガムテープなどで外気が漏れてこないように補強する。又、空調は停止させる。

(ウ) ラジオ等により情報の収集に努め、除染等が終了し、安全が確認されるまでの間、むやみに外に出るなどの行動はしない。

(エ) 化学剤による被害を受けた場合には、直ちに専門機関による除染等の措置を受けるなどの指示に従う。

(3) ゲリラや特殊部隊による攻撃からの避難

① 攻撃開始前

必要に応じて事前に退避の指示を行う。

② 攻撃開始後

攻撃当初は、屋内に一時避難させ、移動の安全が確認された場合は、関係機関と連携して適当な避難先に移動させる。又、必要に応じて警戒区域の設定等を行う。

なお、ゲリラや特殊部隊が NBC 兵器を使用して攻撃した場合の避難については、「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて行う。

(4) 航空攻撃からの避難

① 兆候を事前に察知できる場合

時間的に余裕がある場合は攻撃前に域外避難を行う。このため、市は「(1) 着上陸侵攻からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成するものとする。なお、時間的に余裕が無い場合や一部避難が終了していない場合には、「②兆候を事前に察知できない場合」と同様に対処する。

② 兆候を事前に察知できない場合

対応の時間が短く、使用される弾頭の種類により被害の状況が異なる。そのため、速やかに屋内への避難を行う。攻撃終了後も弾頭の種類等が判明するまで屋内避難を継続し、安全が確認された場合は、安全な地域への避難を行う。これらは弾道ミサイル攻撃の場合と同じであり、市は「(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難」に準じて、モデル避難実施要領を作成する。

<武力攻撃事態の類型に応じたモデル避難実施要領の作成について>

項目	類型	着上陸侵攻からの避難	ゲリラや特殊部隊等からの避難	航空攻撃からの避難	
				兆候がある場合	兆候がない場合
攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 ・着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 ・政治経済の中枢やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。
避難時間		<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。
避難実施要領に盛り込むべき内容		<ul style="list-style-type: none"> ・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措施を講じつつ、適当な避難地に移動させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。

項目	類型	弾道ミサイル攻撃からの避難			
		通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合
攻撃の特徴		発射の段階で攻撃目標を特定することは困難			
			<ul style="list-style-type: none"> ・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短時間で発生する。
避難時間		極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。			
避難先		避難時間はあまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。			
避難実施要領に盛り込むべき内容		①屋外にいた場合、②屋内にいた場合、③乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。			
		安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。			
		<ul style="list-style-type: none"> ・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被曝を避ける方策について盛り込む。 	<ul style="list-style-type: none"> ・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・人や動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。 ・ガムテープ等で目張り等をする。 	

第2節 避難人数の把握

1 区・自治会単位の人口の把握

市が、住民に的確に避難を指示するためには、避難住民の人数を迅速に把握することが大切である。そのため、市はあらかじめ、区・自治会単位で人口等を把握しておくものとする。又、市内の大規模集客施設の利用状況等についても把握に努めるものとする。

2 要配慮者の把握

(1) 病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数

市は、病院入院患者数及び社会福祉施設入所者数の把握に努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者

市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努めるものとする。

(3) 外国人の人数等

市は、市内の外国人の人数（言語別）の把握に努めるものとする。

第3節 避難の指示の周知

1 住民への周知方法、周知内容

(1) 住民への周知方法

① 市は、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。

② 市は、防災行政無線の放送や広報車の使用、区・自治会組織を経由した伝達等、住民への避難の指示の周知方法について、あらかじめ複数の方法を定め、広報紙等により周知しておくものとする。

③ 市は、地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努めるものとする。

(2) 要配慮者への周知方法

① 病院、社会福祉施設利用者への周知方法等

市は、市内の病院及び社会福祉施設の管理者と協議の上、あらかじめ避難の周知方法について定めておくものとする。

又、病院及び社会福祉施設の管理者は、入院患者、入所者等利用者に対して迅速かつ的確な周知が行われるよう体制を整備するよう努めるものとする。

② 在宅の要配慮者への周知方法

市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、区・自治会、自主防災組織と協力した連絡体制を整備しておくものとする。そのためには、あらかじめ民生委員等の福祉関係者と連携して、要配慮者災害時要援護者情報の収集と共有を図る。

③ 外国人への周知方法

市は、外国語による防災行政無線での放送や広報車での広報、掲示板の設置等について準備しておくとともに、外国人住民への避難の周知方法について明らかにしておくものとする。

(3) 周知内容

市は、主に以下の事項を、避難住民へ周知するものとする。

① 避難の指示の理由

② 避難が必要な地域

③ 避難先となる地域

④ 避難場所

⑤ 主要な避難の経路

⑥ 避難のための交通手段、集合場所

⑦ 注意事項（戸締り、携行品、服装等）

2 情報伝達手段の多重化・多様化の促進

市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。

第4節 避難住民集合場所の指定

1 集合場所の選定基準

避難住民は、単独で行動するよりも、区・自治会や事業所単位で集合して、避難住民の運送拠点となる鉄道やバスの拠点に移動したほうが、お互い助け合うことができ、家族の離散を防ぐとともに、安否情報の収集のためにも有効である。

こうしたことから、市は、主に以下の基準に基づき、地域の避難住民が一時的に集合する避難住民集合場所を指定することとする。

- (1) 地震等自然災害発生時に避難場所として指定されている場所
 - (2) その他地域の実情に応じて市が指定する場所
- 2 避難住民集合場所の周知

市は、避難住民集合場所を定めたときには、以下の方法等により地域住民に周知するものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 避難住民集合場所マップの作成
- (3) ホームページ等インターネットへの掲載

第5節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制

1 避難施設の指定等

市は、県の避難施設の指定に協力する。

県は避難施設の指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力するものとする。

【避難施設の指定要件】

- (1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。
- (3) 避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。
- (4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。
- (5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。
- (6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。

なお、施設管理者が、当該施設を廃止し、又は用途の変更、改築等により以下の基準に該当する重要な変更を加え県に届け出る時には、市を経由するものとする。

【届出が必要な施設改築基準】

当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更をすること。

2 避難施設の管理者との連絡体制

市は、各避難施設の管理者との24時間の連絡体制をあらかじめ把握するよう努めるものとする。

3 避難施設の運営マニュアルの整備

市は、県と協力し、避難施設の運営マニュアルを整備し、合わせて住民に対し、避難施設を運営管理するための知識の普及に努めるものとする。

4 避難施設の周知

市は、以下の方法等により避難施設の所在地等について、住民への周知徹底に努めるものとする。

- (1) 広報紙
- (2) 避難所マップの作成及び配布

- (3) 避難所看板の設置
- (4) ホームページ等インターネットへの掲載

第6節 避難交通手段の決定

1 交通手段選択の基本方針

避難の交通手段については、鉄道・バス・自転車・徒歩を基本とする。自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。

なお、要配慮者の移動に関しては、必要に応じて自家用自動車、市の公用車等を使用できるものとする。

市は、こうした基本方針に基づき、避難の交通手段について避難実施要領を定め、住民に周知しておくものとする。

2 交通手段の確保方法

(1) 鉄道事業者

市は、市域内における各鉄道事業者の輸送能力及び各駅の連絡先を把握しておくものとする。

(2) バス事業者

市は、市域内における各バス事業者の輸送能力、連絡先を把握しておくものとする。

又、市は、県がバス事業者である指定公共機関、指定地方公共機関と協力して選定したバス運送の拠点となる場所を把握しておくものとする。

(3) タクシー事業者

市は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努めるものとする。

又、協定を締結したタクシー事業者に対し、配車や人員配置など、あらかじめ運送体制の整備に努めるよう要請するものとする。

(4) 市が保有する車両

市は、保有する福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておくものとする。

なお、使用できる車両は、要配慮者の運送手段に優先的に利用するものとする。

(5) 要配慮者への配慮

鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものをできる限り使用する。

第7節 避難路の選定

1 避難候補路の選定の基準

武力攻撃等の態様は多種多様であり、それによって引き起こされる武力攻撃災害についても様々な態様が考えられる。又、道路についても、避難路や自衛隊の使用する道路、緊急物資の運送路等といった様々な利用が考えられる。

このため、あらかじめ特定の道路を避難路として決定しておくことは困難であると考えられ、市は、県が決定した避難候補路とネットワークを構築するための避難候補路（以下「候補路」という。）を次の基準により定めておくものとする。

① 県が指定した候補路に接続する主要な市道

② 県が指定した候補路及び上記道路と次に掲げる施設を連結し、又は、施設間を相互に連絡する道路

ア 第2編第4章第5節に規定する避難施設

イ 市防災活動拠点

ウ 市臨時ヘリポート

③ 候補路沿いには、火災・爆発等の危険性が高い場所がないように配慮する。

2 関係機関との調整等

市は、候補路を定めようとする時には県に協議するとともに、市を管轄する警察署と調整するものと

する。又、候補路を決定した場合には、県、警察署、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に通知するものとする。

第8節 運送順序の決定

避難住民の運送は、原則として、次の順序で行うものとする。

- 1 重病者、重傷者、障がい者、妊産婦
- 2 高齢者、乳幼児、児童
- 3 その他の住民

第9節 道路啓開の準備

武力攻撃の状況により、道路上には倒壊建物等の廃棄物が散乱していることも想定され、これらの障害物を除去し、破損箇所を補修するなど迅速な対応が要求される。

市が管理する道路については、市長は、あらかじめ道路啓開の実施計画を作成し、必要な資機材について整備を進めておくものとする。

なお、実際の啓開作業には重機などの特殊な機材が必要であるため、市は、建設業関係団体と協定を締結するなどして、武力攻撃事態等における道路啓開、応急復旧に備えておくものとする。

第10節 避難住民等に対する住宅供給対策

武力攻撃災害等の発生時には、家屋の倒壊、焼失等により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない多くの被災者が発生することが予想される。

そのため、市は、県があらかじめ定めた「避難住民等住宅供給計画」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定めておくものとする。

なお、その際には、高齢者や障がい者等の要配慮者対策について配慮していくものとする。

又、市は、建設業関係団体との間に、応急仮設住宅用資器材等の調達が円滑に進むように武力攻撃事態等における協力関係を定めた協定を締結するよう努めるものとする。

第11節 避難誘導の補助

多数の避難住民を受入れる場合、要避難地域から移動してくる避難住民に対して、避難施設への円滑な誘導や移動途中での食料等の配給への補助が必要となる。そのため、市は、避難経路等において、避難住民に対してパンフレット等を直接配布できるよう日頃から準備しておく。

なお、パンフレットは多言語により作成し、外国人の誘導にも配慮することとする。

又、移動途中の避難住民に対して、食料、飲料水、必要な情報の提供ができるよう日頃から準備しておくものとする。

第5章 緊急物資の備蓄等

第1節 緊急物資の備蓄

1 備蓄する緊急物資の種類・数量

市は、食料、生活必需品等必要な物資の備蓄、飲料水の供給体制の確立に努めることとするが、多数の避難住民が長期間にわたり避難することも予想され、行政機関だけの取組には限界があり、市民自らの取組が必要である。

このため、備蓄に当たっては、市、県、市民がそれぞれ備蓄を充実していくとともに、市は、生産・流通・保管事業者等と物資調達に関し協定を締結するなど、物資の確保に努めていくものとする。

災害対策の備蓄と国民保護のための備蓄は相互に兼ねることができるとされており、当面は武力攻撃事態等における備蓄についても、「日高市地域防災計画」上の備蓄品、給水体制を利用するものとするが、救援の期間が長期に渡る場合のあることや、他機関から緊急物資等を受入れることが困難となる場合も考えられることから、その充実を図ることとする。

なお、安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち、国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国が必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めることとされているので、市としては、国や県の対応を踏まえ検討するものとする。

2 備蓄品の管理

備蓄品の品目及び数量等は、総務部危機管理課が全体を掌握しておくものとする。管理場所は以下のとおりとする。

- (1) 日高総合公園
- (2) 日高市文化体育館
- (3) 高麗小学校
- (4) 高萩小学校
- (5) 高根小学校
- (6) 高萩北小学校
- (7) 武蔵台小学校
- (8) 高麗中学校
- (9) 高麗川中学校
- (10) 高萩中学校
- (11) 高根中学校
- (12) 高萩北中学校
- (13) 武蔵台中学校

第2節 装備品の整備

市は、職員が国民保護措置を実施する際に必要となる防護服等装備品の整備に努めていくものとする。

第3節 市が管理する施設及び設備の整備等

1 施設及び設備の整備等

市は、その管理する施設及び設備について、定期的に整備し、点検しておくとともに、代替施設の確保に努めるものとする。

2 復旧のための各種資料の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧を的確かつ迅速に実施するため、地籍調査の結果に基づく土地等の権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るよう努めるものとする。

第6章 緊急物資運送計画の策定

第1節 運送路の決定基準

1 緊急物資運送候補路の選定

武力攻撃事態発生時には、避難経路や自衛隊の使用する道路の指定状況を考慮し、運送路を決定することとなる。

このため、市は、県があらかじめ定めた緊急物資運送候補路とネットワークを構築するため、鉄道運送の拠点や緊急物資の備蓄場所、物資の集積場所、避難施設の場所などを考慮して、以下の運送方法による緊急物資運送候補路をあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 道路、鉄道を利用した陸上運送
- (2) ヘリポート等を利用した航空運送

2 運送道路の啓開

緊急物資運送道路の啓開の準備は、第2編第4章第9節と同様に行う。

第2節 応援物資の受入れ体制の整備

1 物資集積地の決定及び受入れ情報提供場所の選定

県は、他の地方公共団体、国民、企業等から本県への応援物資（以下「応援物資」という。）を直接避難施設へ運送するのではなく、まず以下の大規模な物資集積地で受入れ、その後、ニーズに応じて避難施設まで運送することとしている。

- 防災基地
- 防災拠点校
- 大規模施設（さいたまスーパーアリーナ、さいたまスタジアム 2002）

物資集積地までの運送を円滑かつ迅速に実施するため、市は、県と協力して応援物資を運送してきた者に対して、配送する物資集積地までの地図等必要な情報を事前に提供するように努めるものとする。

このため、市は、県がこうした情報を提供する場所をあらかじめ選定するために協力する。情報提供場所は、主に以下のとおりである。

- 高速道路のパーキングエリア又は料金所
- 主要な国道の隣接地

2 情報提供体制の整備

市は、あらかじめ受入れ情報提供場所の職員の配置や、情報の提供方法について定めておくなど、情報の提供体制を整備しておくよう努めるものとする。

3 仕分け、配送体制の整備

市は、物資集積所における応援物資の仕分け及び配送を円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や配送方法等について、あらかじめ定めておくよう努めるものとする。

第3節 応援物資の発送体制の整備

本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、以下のとおり実施するものとする。

1 物資集積地の決定

原則として前記第2節に定める物資集積地に他の市町村、民間企業、市民からの応援物資を集積するものとする。

2 仕分け、発送体制の整備

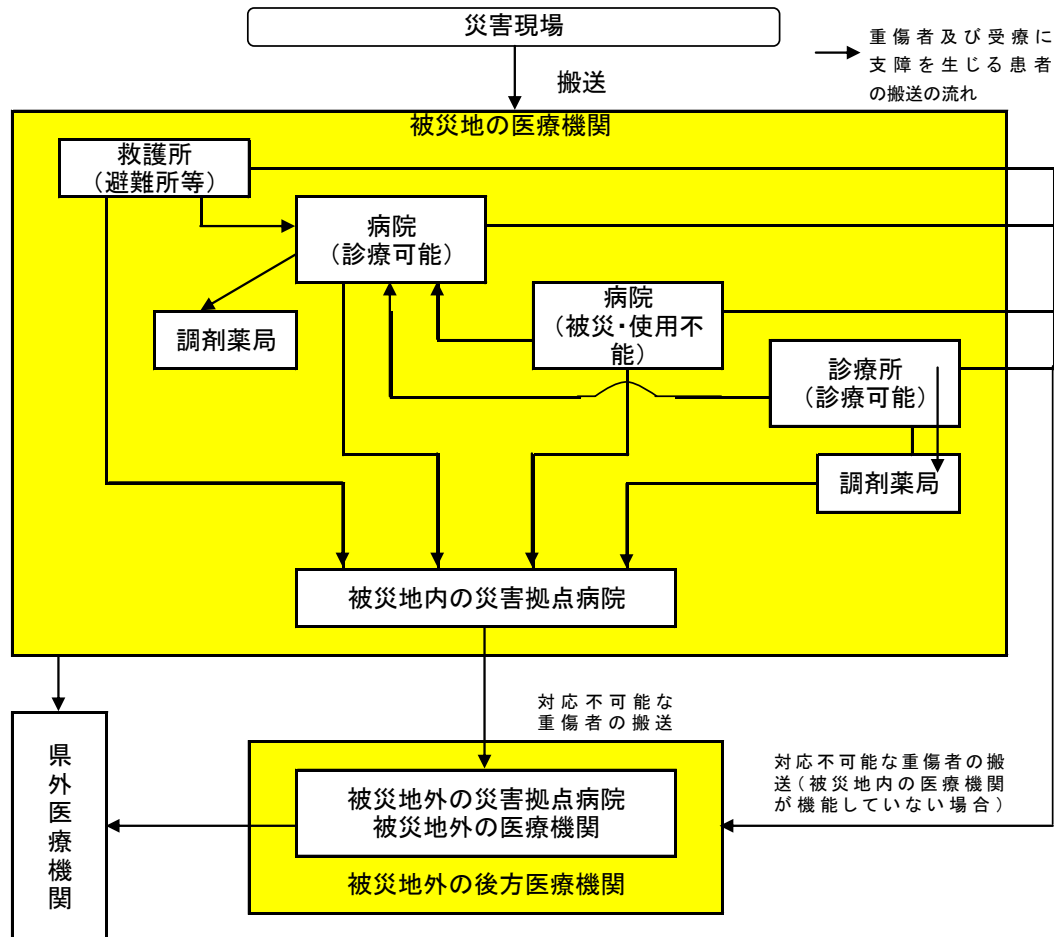
市は、物資集積所における応援物資の仕分けを円滑かつ迅速に実施するため、職員の配置や発送方法等について、あらかじめ定めておくよう努めるものとする。

第7章 医療体制の整備

武力攻撃災害発生時の医療体制は、負傷者等に対して応急的な医療処置を講じる初期医療体制、重傷者や特殊医療を要する患者に医療処置を講じる後方医療体制及び搬送体制を連携させて行っていくものとする。

なお、NBC攻撃による武力攻撃災害が発生した場合には、二次災害が発生する危険性が高いため、活動する職員の安全確保に十分配慮するものとする。

【武力攻撃災害時医療体制の流れ】



第1節 初期医療体制の整備

1 救急救助体制の整備

武力攻撃災害の発生時は、多数の負傷者等の発生が予想され、迅速な医療の実施が必要とされる。

このため、消防機関は、県や救急医療機関等の関係機関との密接な連携により、以下の事項に留意の上、救急救助体制の整備に万全を期することとする。

- 武力攻撃事態等における救急救助応援体制の確保
武力攻撃災害発生時には、一つの消防機関では対処できないといった場合も考えられる。このため、救急救助に関する相互応援体制について整備しておくものとする。
- 救急機材等の整備
高規格救急車及び高度救急処置用資機材の整備と医療救護所に必要な資機材等を計画的に整備する。
- 応急手当用品の確保
多数の負傷者に対応できるように応急手当用品の計画的な配備を進める。
- トリアージ訓練の実施
多数の負傷者が発生した場合には、傷病の緊急度や重傷度に応じて治療の優先順位を決定（トリ

アージ) することとなる。救急医療機関等までの搬送及び医師が到着するまでは、救急隊が実施することとなるため、こうした訓練を実施し、医師の検証を受けるなどしてトリアージの精度を向上させていく。

○ 住民に対する応急手当普及啓発の推進

武力攻撃災害時に負傷者が多数発生することが予想されることから、多くの住民が応急手当ができるように、消防本部等の協力を得て救命講習を実施する。

2 救護班の編成等

(1) 救護班の編成

① 救護班の編成・出動手順の策定

市は、あらかじめ県（保健所）、医師会等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

ア 救護班の編成方法

イ 救護班の出動手順

ウ 救護班の行う業務内容（トリアージの実施、傷病者への応急処置、助産等）

② 連絡窓口等の把握

市は、あらかじめ連絡窓口を定め、相互に把握しておくとともに、要請等の手続きについて決定しておくものとする。

(2) 医療救護所設置及び運営

市は、県（保健所）、医師会等と協議し、事前に以下の項目について定めておくものとする。

① 救護所の設置場所

② 救護所の運営方法

③ 救護所で使用する備蓄医薬品の種類及び数量の確保方法

3 NBC災害への対処体制の整備

核、生物、化学物質を使用したNBC攻撃の場合には、特殊な治療を必要とする負傷者等が多数発生する事態が予想されるため、市はNBC災害に対処できる資機材の整備に努めるとともに、毒性物質の効果、効用等について知識の習得に努めるものとする。

第2節 傷病者搬送体制の整備

1 搬送先順位、経路の決定

消防本部は、医療機関の規模、位置、診療科目等に基づき、おおよその搬送先順位を決定しておくものとする。又、道路が被害を受けた場合を考慮し、医療機関への搬送経路を複数検討しておくものとする。

2 民間事業者との協力

大規模な武力攻撃災害が発生した場合には、消防機関だけで傷病者を搬送することは困難と考えられるため、消防本部は、民間の患者等搬送事業者等と傷病者搬送体制の協力体制を構築しておくものとする。

第3節 保健衛生体制の整備

1 健康相談体制の整備

市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備しておくものとする。

2 防疫活動体制の整備

市は、武力攻撃災害が発生した季節及び規模に応じた防疫活動ができるように、人員の動員、資機材の備蓄や調達について定めておくものとする。

3 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のために、栄養管理、栄養相談及び指導を行う体制を整備しておくものとする。

4 埋・火葬対策

大規模な武力攻撃災害が発生したときには、柩等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市町村や県だけでは対応できないことが考えられる。このため市は、埋・火葬救援対策を適切に実施するため、県の定めた「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、次の対策を講じておくものとする。

- (1) 遺体の搬送について、あらかじめ葬祭業者等と協議する。
- (2) 近隣市町村の火葬場経営者と死体の火葬に関して協定等を締結する。
- (3) 墓地経営許可区域及び納骨堂を把握する。

第8章 生活関連等施設の管理体制の充実

第1節 生活関連等施設の管理体制の整備

有事の際には、浄水施設などの市民生活に関連を有する施設や毒物劇物等の危険物質等を取扱う施設（以下「生活関連等施設」という。）は、攻撃目標とされることも考えられる。

1 生活関連等施設の所在、危険物質等保管状況の実態把握

市は、県及び消防機関等と連携し、生活関連等施設の以下の項目について把握し、これらの情報を県、他市町村、自衛隊、警察、消防機関で共有する。

なお、情報の管理には万全を期することとする。

(1) 生活関連等施設

- ① 生活関連等施設の位置、構造及び設備の内容
- ② 施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

(2) 危険物質等取扱い施設の状況

- ① 危険物質等取扱い施設の位置、構造及び設備の内容、危険物質等の種類・数量
- ② 危険物質等取扱い施設の警備対策
- ③ 緊急時の連絡窓口

2 生活関連施設の管理体制の充実

市は、生活関連等施設の管理者に対し、管理体制の充実について要請する。

又、市は、安全確保の留意点に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

第2節 放射性同位元素の所在・種類・量等の把握等

本市には、放射性同位元素を使用している医療機関、試験研究機関等がある。

放射性同位元素の取扱い等を規制することは、国の所掌事項（医療機関については一部県が所掌）であるが、市、消防機関は放射性同位元素使用施設の所在等を把握しておくとともに、その施設の担当部署、連絡窓口、連絡手段についても把握しておくものとする。

また、市内の高速道路を使用して、核燃料物質が運送される可能性を考慮し、核燃料物質運送中の車両に対して、武力攻撃又は大規模テロが行われた場合には、迅速かつ確な初動対応が必要とされる。

このため、市は、原子力規制庁、国土交通省、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。

第9章 文化財保護対策の準備

1 現況の把握

市は、市内の重要文化財等の所有者、保管場所、保存状況等について把握しておくものとする。

2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備

市は、武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど連携体制を整備しておくものとする。

- (1) 文化庁及び県の担当部署
- (2) 重要文化財等を一時的に避難させる施設

3 対応マニュアルの作成、訓練の実施

市は、県とともに、重要文化財等の保存のため、対応マニュアルを作成し、訓練を実施するものとする。

第10章 研修の実施

市は、国や県における研修を有効に活用するなどして職員の研修機会の確保に努めるとともに、消防団員及び自主防災組織リーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うよう努めるものとする。

第11章 訓練の実施等

武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。

そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。なお、こうした訓練は、災害対策基本法に定める防災訓練との連携が図られるように配慮するものとする。

さらに、多数の避難住民を受入れる場合を考慮し、近隣の市町村や関係機関と連携して、実践的な訓練を行うよう努めるものとする。

第1節 市の訓練

市は、市国民保護計画に基づき、住民の参加と協力を得て、訓練を実施するよう努めるものとする。

又、国や県との合同訓練の実施に努めるものとする。

(1) 実動訓練

① 非常参集、対策本部設置訓練

緊急事態発生時における迅速な職員参集と、対策本部の設置訓練を行う。

② 警報、避難指示の伝達訓練

警報、避難指示の住民に対する周知徹底について、防災行政無線や広報車の使用などあらかじめ市国民保護計画で定めた方法を用いて実施し、検証を行う。

③ 避難誘導訓練

警察、消防等関係機関や住民の参加と協力を得て、避難、退避の誘導訓練を行う。

(2) 図上訓練

関係機関からの情報の収集や対策本部における意思決定訓練を行う。

第2節 民間における訓練等

1 事業所における訓練の支援等

市は、事業所から武力攻撃事態等を想定した訓練の実施に関し要請があった時には、職員の派遣など必要な支援を行うものとする。

又、市は、事業所における防災対策への取組に支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図るものとする。

2 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等における救助・避難誘導のマニュアルの作成、訓練等

- (1) 学校、病院、社会福祉施設、駅、大規模集客施設等の管理者は、武力攻撃事態等の発生時における職員の初動対応や指揮命令系統、施設利用者の救助及び避難誘導等を定めたマニュアルの策定に努めるものとする。
- (2) 各施設の管理者は、その職員の災害対応能力等を向上し、要配慮者、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう努めるものとする。

第12章 市民との協力関係の構築

第1節 消防団の充実・活性化の促進

消防団は、避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、市は、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、施設及び設備の整備の支援等を行い、消防団の充実・活性化を図るものとする。

第2節 自主防災組織との協力関係の構築

市民の自発的な活動が組織的な行動になることにより、より大きな効果が期待できるため、市は、自主防災組織に対して必要な支援を行い、その育成に努めるものとする。

自主防災組織を育成するためには、組織の中心となり活発な活動を主導していくリーダーを養成することが必要であり、武力攻撃災害発生時に有効な活動を行うため、資機材の整備について、必要な支援を行うこととする。

又、多数の避難住民を受入れる場合には、市全体で対応することとなり、自主防災組織の協力を得ることが重要となってくるため、避難所の運営等の救援への協力に対して、日頃から自主防災組織との協力関係を構築しておくよう努めるものとする。

- 1 市が実施する支援等
 - (1) 自主防災組織の結成促進
結成への指導
 - (2) 自主防災組織の育成
リーダー研修の実施、訓練への支援等
 - (3) 活動のための環境整備
資機材の整備補助、訓練用の場所の貸与等
 - (4) 組織の活性化の促進
助言・指導、先進団体の取組の紹介等
- 2 自主防災組織に協力を求める事項
 - (1) 避難に関する訓練への参加
 - (2) 避難住民の誘導への協力
 - (3) 救援への協力
 - (4) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
 - (5) 保健衛生の確保への協力

第3節 ボランティアとの協力関係の構築

武力攻撃事態等において、市は、ボランティアに対して、その安全確保に十分配慮しながら、以下に掲げる協力を求める場合がある。

このため、市は、ボランティアを円滑に受け入れ、その活動が効果的なものになるように、県、日本赤十字社埼玉県支部及び市社会福祉協議会などと連携を図り、その受け入れ体制を整備するよう努めるものとする。

なお、協力を求める場合には、ボランティア自身が取得している資格等を十分考慮し、専門知識や技能を十分発揮できるように配慮するものとする。

又、ボランティアセンターの運営は、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となつて行い、市は、県と調整を図りながら必要な支援を行うよう努めるものとする。

【ボランティアに協力を求める事項】

- 1 避難に関する訓練への参加
- 2 避難住民の誘導への協力
- 3 救援への協力
- 4 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- 5 保健衛生の確保への協力

第4節 市民の意識啓発等

武力攻撃事態等が発生した場合の避難等を円滑に実施するためには、市民の自主的な協力が必要である。そのため、市は、平素から国民保護措置の重要性について、パンフレットの配布、研修会の実施等により意識啓発を行い、理解を深めることとする

第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や市国民保護対策本部等の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

又、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人名の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力をあげなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

又、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するため、市は、具体的な実施内容を定めた「国民保護実施マニュアル」を策定することとする。

第1章 実施体制の確保

第1節 全庁的な体制の整備

1 事態認定前における緊急事態連絡会議の設置及び初動措置

(1) 緊急事態連絡会議の設置

- ① 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合、市としての確かつ迅速に対処するため、緊急事態連絡会議を速やかに設置するものとする。緊急事態連絡会議は、市国民保護対策本部員のうち、総務部長など事案発生時の危機管理に不可欠な少数の要員により構成する。
- ② 市は、緊急事態連絡会議を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連絡するものとする。
- ③ 緊急事態連絡会議は、警察、消防等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、警察、消防等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うものとする。
- ④ 多数の避難住民を受入れる事態が予測される場合においても、救援等が円滑にできるよう、緊急事態連絡会議を設置し対処するものとする。

(2) 事態認定前における初動措置

市は、緊急事態連絡会議において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図るものとする。

なお、市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し支援を要請するものとする。

2 市国民保護対策本部等の設置と職員の配備

国から市国民保護対策本部等の設置の指定があった場合には、市長は、市国民保護対策本部等を設置し、職員を配備する。

第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があったときには、直ちに所定の場所に参加して初動対応等を行うものとする。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参加できない場合は、次の順に最寄りの非常参加場所に参加することとする。

《非常参加場所》

- ① 市庁舎
- ② 現地対策本部が設置される事務所

なお、非常参加した場合は、本部長又は現地対策本部長の指示に従うものとする。

第2節 市国民保護対策本部等の組織等

1 市国民保護対策本部等の組織及び担当業務

(1) 組織の体系

- ① 市国民保護対策本部等には、部を設置する。
なお、組織は別表のとおりとする。
- ② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。

ア 本部長	市長
イ 副本部長	副市長、教育長
ウ 本部員	各部局長、埼玉西部広域消防本部消防長又はその指名する消防吏員

(2) 本部長の権限

- ① 市の区域内の措置に関する総合調整
- ② 県の対策本部長に対する総合調整の要請
- ③ 県の対策本部長に対する指定行政機関、指定公共機関が実施する国民保護のための措置に関する総合調整の要請
- ④ 国の職員等の本部会議への出席の要請
- ⑤ 県の対策本部長に対する必要な情報の提供の要請
- ⑥ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の要請
- ⑦ 市教育委員会に対する措置の実施の要請

(3) 本部の機能

本部の機能は以下のとおりである。

- ① 市長は国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。
- ② 本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。
- ③ 市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行うこと。

(4) 現地対策本部の設置

本部長は、被災地における応急対策を迅速かつ強力に実施する場合は、現地対策本部を設置することができる。

- ① 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ② 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

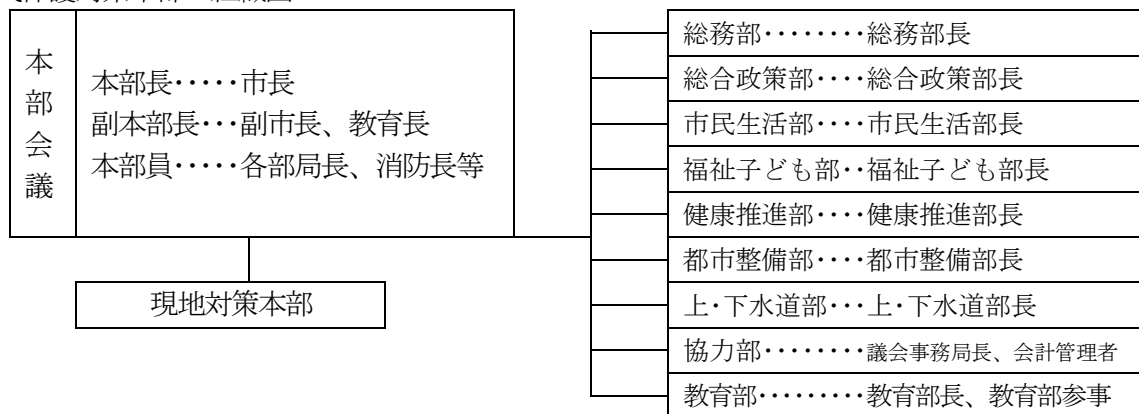
ア 住民の避難誘導
イ 避難所での救援
ウ 被災者の捜索及び救助
エ 道路等必要な応急復旧対策の実施
オ 安否情報、武力攻撃災害情報の収集
カ ボランティアとの連携
キ その他国民保護措置に必要な事務

(5) 本部の担当業務について

本部の担当業務は、別表のとおりとする。

別 表

市国民保護対策本部の組織図



* 緊急対処事態対策本部には、上記の部の中から、状況に応じて必要な部を設置することとする。

1 本部直轄事務

- (1) 国民保護に関する情報の収集に関すること
- (2) 市国民保護対策本部等の設置、運営に関すること
- (3) 国・県からの指示及び国・県への要請並びに連絡調整に関すること
- (4) 他の市町村との連絡調整に関すること
- (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請並びに連絡調整に関すること
- (6) 警報の伝達に関すること
- (7) 避難実施要領の策定に関すること
- (8) 避難の指示の伝達及び避難誘導に関すること
- (9) 避難経路の決定に関すること
- (10) 緊急通報の伝達に関すること
- (11) 退避の指示に関すること
- (12) 警戒区域の設定に関すること

2 部の組織及び主な業務

部 名	構 成 課	主 な 業 務
総務部	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課 ・危機管理課 ・税務課 ・収税課 ・選挙管理委員会事務局 ・監査委員事務局 	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び派遣に関すること 2 避難住民、緊急物資の運送に関すること 3 運送事業者との連絡調整に関すること 4 運送手段の調達に関すること 5 緊急物資運送路の決定に関すること 6 その他、他の所管に属さないこと
総合政策部	<ul style="list-style-type: none"> ・政策秘書課 ・市政情報課 ・財政課 ・管財課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 安否情報の収集及び報告に関すること 2 被災情報の収集・提供に関すること 3 被災者の捜索・救出に関すること 4 報道機関との連絡調整に関すること 5 国民保護に関する広報全般に関すること 6 国民保護対策予算に関すること 7 税の徴収猶予・減免措置に関すること 8 インターネットによる情報発信に関すること 9 その他財務関係に関すること

市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> ・環境課 ・産業振興課 ・市民課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 水・食料の調達に関すること 2 応援物資の受入れに関すること 3 緊急物資の仕分け、配分に関すること 4 生活必需品の供給について 5 遺体の保管及び埋・火葬に関すること 6 動物愛護に関すること 7 廃棄物の応急措置に関すること 8 その他環境関係に関すること
福祉子ども部	<ul style="list-style-type: none"> ・生活福祉課 ・障がい福祉課 ・子育て応援課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営に関すること 2 日赤、社協等関係機関との連絡調整に関すること 3 ボランティアに関すること 4 要配慮者に関すること
健康推進部	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿いきがい課 ・保険年金課 ・保健相談センター 	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難所の運営に関すること 2 要配慮者に関すること 3 医療・助産に関すること 4 防疫・保健衛生に関すること 5 応急医療品及び保健資材の調達、配分に関すること 6 その他医療・救援関係に関すること
都市整備部	<ul style="list-style-type: none"> ・建設課 ・都市計画課 ・市街地整備課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路、橋りょう等の危険防止及び応急復旧に関すること 2 被災住宅の応急修理に関すること 3 建設関係業者との連絡調整に関すること 4 応急仮設住宅及び応急避難所の設置に関すること 5 応急危険度判定に関すること 6 都市公園の利用に関すること 7 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること 8 その他応急復旧関係に関すること
上・下水道部	<ul style="list-style-type: none"> ・水道課 ・下水道課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 飲料水の確保及び給水に関すること 2 上下水道施設の応急対策に関すること 3 関係業者との連絡調整及び協力要請に関すること 4 その他上下水道関係に関すること
協力部	<ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局 ・会計課 ・農業委員会事務局 	<ol style="list-style-type: none"> 1 議会に関すること 2 各部への協力及び応援に関すること 3 義援金等の受入れに関すること
教育部	<ul style="list-style-type: none"> ・教育総務課 ・学校教育課 ・生涯学習課 	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、生徒の安全の確保並びに保健衛生に関すること 2 学用品の確保、調達に関すること 3 避難所としての教育施設開放に関すること 4 その他教育関係に関すること 5 文化財の保護に関すること 6 避難所運営に関すること 7 その他教育関係に関すること

* 本部長は、必要があると認めるときは、本表の事務分掌にかかわらず部等を重点的に配置換えすることができる。

3 本部会議の開催場所の決定

- ① 本部会議は、原則として市庁舎内で開催する。

- ② 市庁舎が被災又は被災の恐れがあり、設置が困難な場合には、市長が別途開催場所を決定する。

第3節関係機関との連携体制の確保

1 武力攻撃事態等における通信の確保

(1) 情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については、応急復旧作業を行うものとする。

又、市は、直ちに県にその状況を連絡するものとする。

(2) 通信確保のための措置の実施

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国・県の現地対策本部との連携

市国民保護対策本部等は、国・県の現地対策本部が設置された場合には、国・県との調整に関し、国・県の現地対策本部と一元的に行うものとする。

又、国の現地対策本部本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。

3 国民保護等派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めることとする。

ア 避難住民の誘導

イ 避難住民等の救援

ウ 武力攻撃災害への対処

エ 武力攻撃災害の応急復旧

なお、知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。

ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行うこととする。

ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考になるべき事項

4 県・警察との連携

(1) 県との連携

① 警報が発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき、速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告するものとする。

② 本部設置の指定を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部等を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部等に報告するものとする。

③ 他の都道府県から多数の避難住民を受入れる可能性がある場合には、県を通じて他都道府県との連携を図るものとする。

(2) 警察との連携

市は、市国民保護対策本部等を設置した時は、市を管轄する警察署に通知するものとする。

5 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。

ただし、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、国民保護措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市長と調整のうえ、知事が現地調整所を設置するものとし、市は必要に応じ職員を派遣する。

第4節 市国民保護対策本部等の廃止

市長は、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部等を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、速やかに対策本部を廃止する。

第5節 市民との連携

武力攻撃等が発生した場合や多数の避難住民を受入れる場合、武力攻撃災害への対処をはじめ、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、要避難地域の避難住民の誘導の補助、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティアとの連携が必要となる。

このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより県、日本赤十字社埼玉県支部、市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項については、同編同章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織及びボランティアの安全確保に十分配慮するものとする。

第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

第1節 特殊標章等の交付

1 特殊標章等とは、以下のものをいう。

(1) 特殊標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。

(2) 身分証明書

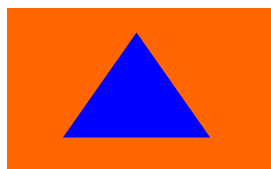
第一追加議定書に定める文民を保護するための証明書である。

2 市長等は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、以下の表の区分により、それぞれ国民保護措置に係る職務を行うものに対して、特殊表彰等を交付することとされている。

交付する者	交付を受ける者
市長	市の職員、消防団員
消防長	消防職員

3 市長等は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、上記の表の区分に準じて特殊標章等を交付し、使用を認めることとする。

【特殊標章の図】





※ オレンジ色地に青色の三角形

- ・ 三角形の一つの角が垂直に上を向いていること。
- ・ 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。

【身分証明書（国民保護措置に係る職務を行う者用）のひな形】

表面

	この証明書を発給する 許可権者の名を記 載するための余白	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務又は業務を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of the card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

発給年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

裏面

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血統型/Blood type -----		

所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp		所持者の署名/Signature of holder

（様式 日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

＜参考＞ 赤十字標章等の交付

1 赤十字標章等とは、以下のものをいう。

(1) 標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める、白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る特別の標章である。

なお、赤新月から成る標章は、イスラム教国において使用されるものであり、赤のライオン及び太陽から成る標章は、1980年以降使用されていない。

(2) 信号

第一追加議定書に定める特殊信号であり、医療組織又は医療用運送手段等の識別のために定める信号又は通報である。

(3) 身分証明書

第一追加議定書に定める軍の医療要員以外の医療要員に交付される証明書である。

2 知事は、国の定める赤十字標章等の交付に関する基準・手続等に基づき、具体的な要綱を作成した上で、以下の者に対して赤十字標章等を交付し、使用させるものとする。

(1) 県の管理の下に避難住民等の救援を行う医療機関若しくは医療関係者

(2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関若しくは医療関係者

3 以下に示す医療機関は、知事の許可を受けて赤十字標章等を使用することができる。

(1) 指定地方公共機関である医療機関

(2) 県内で医療を行うその他の医療機関及び医療関係者（指定公共機関を除く）

4 指定公共機関である医療機関は、指定行政機関の長の許可を受けて赤十字標章等を使用することができるものとされている。

【標章の図】



【身分証明書（医療関係者用）のひな型】

表面

	この証明書を発給する 許可権者の名を記 載するための空白	
身分証明書 IDENTITY CARD 常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY		
氏名/Name _____		
発給年月日/Date of issue _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		
許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真/PHOTO OF HOLDER		
印鑑/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（様式 日本工業規格 A 7（横 74 ミリメートル、縦 105 ミリメートル））

第2節 安全確保のための情報提供

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティア等の安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供するものとする。

- 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示
- 防災行政無線による伝達
- 広報車による広報

第3章 住民の避難措置

第1節 警報の通知の受入れ・伝達

1 県からの警報の通知の受入れ方法

県は、国から警報の通知を受け取ったときは、市町村に対し直ちに警報を通知するとされており、市は、以下のとおり通知を受入れる。

なお、警報には次に定める事項が示される。

- 武力攻撃事態等の現状及び予測
- 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

(1) 勤務時間内

- ① 県からの警報の通知は、市が受信する。

- ② 市は、受信した旨直ちに県へ返信する。
- (2) 勤務時間外
 - ① 県からの警報の通知は、埼玉西部広域消防本部が受信する。
 - ② 埼玉西部広域消防本部は、受信した旨直ちに県に返信するとともに、直ちに市へ連絡する。
- 2 市の他の執行機関、消防機関への通知
市は、県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会）、議会及び消防機関に対して直ちに警報を通知する。
- 3 住民等への伝達
 - (1) 住民への伝達
市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して以下の手段により伝達を行う。
 - ① サイレン（国が定めた放送方法による）
 - ② 防災行政無線
 - ③ 区・自治会を通じた伝達
 - ④ 広報車
 - ⑤ ホームページへの掲載
 - ⑥ FAX（主に、聴覚障がい者に対して行う）
 - (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡
市は、市が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努めることとする。
- 4 警報の解除の伝達
警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行うものとする。
ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しないこととする。

第2節 緊急通報の伝達

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体、財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときで、次の場合に知事から発令され、市長に通知される。

- (1) 武力攻撃災害が発生した場合
- (2) 武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合

又、緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

1 住民への伝達

市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じる。

2 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、第1節「警報の通知の受入れ・伝達」に準じて大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努めるものとする。

第3節 避難の指示等

1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針を定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講ずべきことを指示し、知事は関係市町村長に通知することとされている。指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）

- ② 住民の避難先となる地域（避難経路となる地域を含む避難先地域）
 - ③ 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
- (1) 県からの指示の受入れ方法
- 県からの避難の指示の受入れは、「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行うものとする。
- なお、知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととなっている。
- ① 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。
 - ② 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

 - ア 主要な避難経路
 - イ 避難のための交通手段
 - ウ 避難先地域における避難施設
- (2) 住民への避難の伝達等
- 市長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、避難実施要領を速やかに作成しなければならない。
- ① 避難実施要領の作成
 - ア 第1段階の避難指示があった時

市長は、第2編第4章第1節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。
 - イ 第2段階の避難指示があった時

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込むものとする。

 - (ア) 要避難地域の住所
 - (イ) 避難住民の誘導の実施単位（区・自治会、事業所等）
 - (ウ) 避難先の所在地及び施設名
 - (エ) 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
 - (オ) 集合時刻及び集合に当たっての留意点
 - (カ) 避難の交通手段及び経路
 - (キ) 市職員、消防職団員の配置、担当業務等
 - (ク) 要配慮者への対応
 - (ケ) 要避難地域における残留者の確認方法
 - (コ) 避難誘導中の食料の給与等の支援内容
 - (サ) 避難住民の携行品、服装
 - (シ) 問題が発生した場合の緊急連絡先等
- 市は、避難実施要領を完成させたときには、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。
- ② 住民への周知内容及び方法

市長は、第2編第4章第3節で定めた内容を、住民に対し、あらかじめ定めた方法で周知するものとする。
 - ③ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、当市の各執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、

県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知するものとする。

(3) 避難先地域の通知の受入れ

本市が避難先地域となった場合の知事からの通知を受入れは「第1節 1 県からの警報の通知の受入れ方法」に準じて行うものとする。

(4) 避難の指示を周知すべき機関

① 第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体

② 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体

2 市域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の住民が市域を越えて避難を行うことや、逆に他市町村の住民が本市へ避難してくることなどが考えられる。本市の住民が市域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき、住民を避難誘導するものとする。

逆に、他市町村の住民が本市へ避難してくる際には、第2編第4章第1 1節に定めた方法により、避難住民の誘導の補助を行うものとする。

第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段について、第2編第4章第6節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

1 運送手段の選択方法

(1) 避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上で、避難誘導の拠点を決定する。

(2) 要配慮者の避難

市は、あらかじめ第2編第4章第6節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

2 運送事業者への協力要請

市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第6節によりあらかじめ締結した協定に基づき、下記の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

(1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

(2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

(3) 避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、国民保護業務計画又は協定に基づき避難住民の運送を実施することとする。

3 運送実施状況の把握

(1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市国民保護対策本部等に報告するものとする。

(2) 市国民保護対策本部等は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行うものとする。

(3) 市国民保護対策本部等は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部等に報告するものとする。

第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難措置の指示があった場合には、市が、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第7節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

第6節 避難路の交通対策の実施

1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、警察署長に対し必要な交通規制を要請する。

- 2 交通規制の周知
市は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車等を使用して住民に周知するものとする。
- 3 関係機関による道路啓開
市長は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行うものとする。

第7節 避難誘導の実施

1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員を指揮するとともに、消防長、消防団長と協力して市民の避難誘導を行い、必要があると認める時には、警察署長又は出動を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官、自衛官による避難住民の誘導を行うよう要請する。

又、市長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮するものとする。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生ずる危険を未然に防止するため、危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

2 県への支援の求め

市長は、県へ住民の避難誘導の状況について報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、必要な支援を求めるものとする。

第8節 避難の指示の解除

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講ずるものとする。

第9節 避難誘導の実施の補助

市は、多数の避難住民を受入れる場合は、第2編第4章第11節で準備している方法により、要避難地域の避難住民の円滑な避難施設への誘導を補助するものとする。

又、食料、飲料水、情報等の提供を行なう適切な支援を行うものとする。

第4章 避難住民等の救援措置

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体等の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。

- 1 収容施設の供与
- 2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与
- 3 医療の提供及び助産
- 4 被災者の捜索及び救出
- 5 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- 6 電話その他の通信設備の提供
- 7 被災住宅の応急修理
- 8 学用品の給与
- 9 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

救援の程度、方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」に定めるところによる。

又、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

1 収容施設の供与

(1) 収容施設の決定方法等

避難所については、知事があらかじめ指定した避難施設の中から県と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第4章第10節で定めた公営住宅及び民間賃貸住宅の貸与又は応急仮設住宅を供与するものとする。

(2) 避難施設の管理者への通知

市は、市が管理する避難施設の管理者へ、県からの通知を伝達する。

(3) 収容施設の運営、維持管理等

① 避難所の運営

避難所の運営は、第2編第4章第5節であらかじめ定めた「避難施設運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。

ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営を行うよう努めるものとする。

② 応急仮設住宅等の維持管理

応急仮設住宅等の維持管理は、原則として県から委託された市が行うものとする。

③ 避難住民等のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮するものとする。

2 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

(1) 必要物資の報告

市は、それぞれ避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

(2) 応援物資の集積等

市は、第2編第6章第2節及び第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送又は発送するものとする。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整するものである。

(3) 緊急物資の運送方法等

① 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

又、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請するものとする。

② 運送実施状況の把握

市国民保護対策本部等は、運送車両の出発時刻と到達時刻、緊急物資の品目・数量及び運送途中での支障発生等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行うものとする。

(4) 緊急物資運送路の確保

① 県国民保護対策本部との調整

市は、緊急物資の運送経路を決定する際には、県国民保護対策本部長と必要な調整を行うこととする。

② 警察との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送経路を決定する際には警察と調整を行うこととする。

(5) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民等が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト、送り先及び運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、国民に公表するよう努めるものとする。

又、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問合せ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行うものとする。

3 医療の提供及び助産

武力攻撃災害等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第6章に定めるところによる。

(1) 救急救助、傷病者の搬送

① 消防機関の活動

ア 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、その状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行うものとする。

ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

イ 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

(ア) トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。

(イ) 高齢者、乳幼児等抵抗力が弱い者を優先する。

(ウ) 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。

(エ) 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

ウ 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、県内の他の消防機関の応援を求める。

② 傷病者搬送の手順

第2編第7章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施する。

ア 傷病者搬送の選定

医療救護班又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、トリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断する。

イ 傷病者搬送の要請

(ア) 医療救護班又は傷病者を最初に受入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請する。

(イ) 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

(ウ) 市は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターや救急医療用ヘリコプターによる搬送の要請を行う。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

市、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入れ体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

① 医療救護班の編成手順と派遣方法

市は、第2編第7章第1節2で定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

② 医療資機材等の調達

市は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合には、県に調達を要請する。

(3) 医療救護所の設置

市は、第2編第7章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

(4) NBC災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

(5) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

4 被災者の捜索及び救出

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

(1) 被災情報等の把握

市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行い、収集した情報は、逐次県国民保護対策本部等へ報告する。

(2) 被災地における捜索・救助の実施

① 市は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。

又、自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。

② 捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。

(3) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

5 死体の捜索、処理及び埋・火葬

市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃災害において発生した死体の捜索、処理及び埋・火葬等を適切に実施する。

(1) 死体の捜索

市は、県や警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施するものとする。

ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼するものとする。

(2) 死体の処理

市は、県が行う以下の死体の処理に協力する。

① 一時保管

検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

（注）検視・・・検察・警察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分

見分・・・警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分

検案・・・医師が死亡を確認することで埋葬に必要

② 検視（見分）

検察・警察が、検視（見分）を行う。

③ 検案

救護班の医師は、検案を行う。

又、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

④ 身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

⑤ 死体の搬送

検察・警察による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体は、死体収容所へ搬送し、収容する。

⑥ 死体収容所（安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共施設・公園等収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋・火葬前の一時的保管を行う。

死体収容のための建物がない場合には、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

又、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

⑦ 遺留品等の整理

収容した死体の遺留品等の整理を行う。

(3) 埋・火葬対策

① 被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

② 埋・火葬の実施

ア 市は、県と協力して、第2編第7章第3節により締結した協定等に基づき、火葬を実施する。

イ 市のみでは火葬の実施が困難な場合には、県に対して火葬の実施に必要な措置を講じるよう要請する。

6 被災住宅の応急処理

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行うものとする。

7 学用品の給与

市は、県と協力して、避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む）、文房具及び通学用品を支給する。

8 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は、県と協力して、武力攻撃災害により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行うものとする。

第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と情報を共有化するとともに、相互に連携しながら対処処置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図るものとする。

第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本部等は、県国民保護対策本部等、国の対策本部、警察署等から情報の収集に努めるものとする。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

(1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行うものとする。

(2) 市長は、調査の結果必要があると認めるときは、知事に通知するものとする。

又、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知するものとする。

3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求めることとする。

第2節 応急措置等の実施

1 退避の指示・警戒区域の設定

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

又、市は、第2編第4章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知するものとする。

- ① 退避すべき理由
- ② 危険地域
- ③ 退避場所
- ④ 退避の方法
- ⑤ 携帯品
- ⑥ その他の注意事項

(2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、緊急の必要があると認めるときには警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止、当該警戒区域からの退去を命じる。

又、市は、第2編第4章第3節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民等に対し設定された警戒区域を周知するものとする。

(3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害の拡大を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物の入った大量のドラム缶など、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

なお、市長は必要により、警察署長に対し、同様の指示をすることを要請するものとする。

2 生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有するものとする。

3 危険物質等の災害への対処措置

(1) 危険物質等の安全確保

危険物質等の状況について「2 生活関連等施設の状況の把握」に準じて把握する。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講ずべきことを命じることができる。

- ① 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- ② 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬、消費の一時禁止又は制限
- ③ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)の①から③の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求めることができる。

4 NBC攻撃による汚染への対処

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況を照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対し、応急措置として、緊急通報を発令するとともに退避を指示するものとする。

又、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行

うものとする。

(2) 知事の要請による市長の措置

市長は、知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行うものとする。

- ① 汚染又はその疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。
- ② 汚染又はその疑いがある死体の移動を制限又は禁止すること。
- ③ 汚染又はその疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対して、当該物権の移動を制限又は禁止あるいは廃棄を命じること。
この場合、市は、県と連携し、占有者に対して専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与などの必要な協力を行うものとする。
- ④ 汚染又はその疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用を禁止又は給水の制限を命じること。

(3) 関係機関との連携

市長は、県国民保護対策本部等との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見をきき、県国民保護対策本部等に専門家の派遣等の必要な支援を要請するものとする。

(4) 対応時の留意事項

① 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

- ア 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線
- イ 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線
- ウ 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線

このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力するものとする。

- (ア) 上記ア及びウは、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。
- (イ) 市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。
- (ウ) イの放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被曝する「外部被曝」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被曝する「内部被曝」がある。このため、市民の避難誘導にあたっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。
- (エ) ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(ア) から (ウ) に準じた医療処置、避難誘導等が必要となる。
- (オ) 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。

② 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。

イ 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。

③ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

ア 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、市民を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。

イ 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。

第3節 保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施するものとする。

第4節 動物保護対策の実施

市は、国の定める「動物の保護等に関する配慮についての基本的な考え方」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるものとする。

- ・危険動物等の把握及び逸走対策
- ・飼養等されていた家庭動物等の保護収容等

第5節 廃棄物対策の実施

1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、その特殊性に配慮しながら「日高市災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。

2 し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿処理施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないようにする。

又、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請するものとする。

第6節 文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による文化財の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施していくものとする。

第6章 情報の収集・提供

第1節 被災情報の収集・提供

1 情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集するものとする。

2 県への報告

市は、上記1で収集した被災情報を県に報告する。

3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を住民に提供する。

第2節 安否情報の収集・提供

1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

又、市は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を県に報告する。

(1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

- ① 氏名
- ② 出生の年月日
- ③ 男女の別
- ④ 住所
- ⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）
- ⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）
- ⑦ 居所
- ⑧ 負傷又は疾病の状況
- ⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

(2) 死亡した者に関し収集する情報

上記①～⑥に加えて

- ⑦ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑧ 死体の所在
- ⑨ 連絡先のほか、必要な情報
- ⑩ 照会に対する同意の有無

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

- ① 市は、安否情報の照会窓口、電話、FAX番号、メールアドレスを住民に周知するものとする。
- ② 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口、総務省令に規定する様式に必要な事項を記載した書面を提出することにより受付けるものとする。
ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話、FAX又はメールでの照会も受付けるものとする。
- ③ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名、住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求めるものとする。
ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取するものとする。

(2) 安否情報の回答

- ① 市は、安否情報の照会があつたときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、又、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。
 - ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か
 - イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者に該当するか否か
- ② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答するものとする。
 - ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

ウ 武力攻撃災害により死亡したものにあっては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在

③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の指名や連絡先等を把握しておくものとする。

(3) 個人情報の保護のへの配慮

① 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

② 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断するものとする。

3 外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力を行うものとする。

第3節 各措置機関における安否情報の収集

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努めることとする。

第4編 市民生活の安定編

武力攻撃事態等において、住民を安全に避難させ救援していくことや、発生した武力攻撃災害に対処していくとともに、市民が安定した生活ができるような措置を講じていくことが重要である。

第1章 物価安定のための措置

市は、生活関連物資等の需給・価格動向や、実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報提供に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図るものとする。

第2章 避難住民等の生活安定措置

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、奨学金の貸与、又、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し実施するものとする。

2 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その地域の実情等に応じた雇用の確保に努めるものとする。

第3章 生活基盤等の確保のための措置

市は、所管する道路、水道などのライフライン施設が、武力攻撃事態等においてその機能を十分に発揮できるように、当該施設の安全の確保及び適切な管理に努めるものとされている。

又、市内の電気・ガス・電気通信事業者等のライフライン事業者の営業所等との連携体制の確立に努めるものとする。

第4章 応急復旧措置の実施

市は、管理する施設及び設備について武力攻撃災害が発生したときは、関係機関と協力して以下により、応急の復旧のための措置を講じることとされている。

1 被害状況の把握

市は、所管する施設・設備等の損壊状況を早期に把握する。

2 応急復旧計画の策定

市は、施設・設備等の被害の程度、緊急性を十分調査・検討し、優先順位を定めた応急復旧計画を策定し、応急復旧措置を実施する。この場合、被害の拡大防止及び被災者の生活確保のための復旧や避難住民の運送等を行うための運送路の復旧を優先するよう配慮するとともに、被災原因や被災状況等を的確に把握し、二次災害の防止に努め、関係機関と十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努めるものとする。

3 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替え等行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。

なお、復旧措置を講じても障害がある場合は、他の通信手段により関係機関と連絡を行うものとし、県にその状況を連絡するものとする。

4 県に対する支援要請

市は、応急復旧の措置を講ずるに当たり、必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言、その他必要な措置に関して支援を求めるものとする。

5 業務の継続

市は、建物、機器等の損壊により、業務の遂行に支障を生じるときには、近隣の公的機関の協力を得るなどして、業務の継続に努めるものとする。

第5編 財政上の措置編

第1章 損失補償

市は、以下の処分が行われた時には、当該処分によって通常生ずべき損失を、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償しなければならない。

- 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収容した場合

第2章 損害補償

市は、その要請を受けて国民の保護のための措置に実施に必要な援助について協力した者が、死亡、負傷等したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、その損害を補償しなければならない。損害補償の対象となる協力は以下のとおりである。

- (1) 避難住民の誘導及び復帰への協力
- (2) 救援への協力
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力
- (4) 保健衛生の確保への協力

第3章 被災者の公的徴収金の減免等

- 1 市は、避難住民等の負担の軽減を図るために必要があると判断するときは、法律及び条例の定めるところにより、税に関する期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度における医療費負担の減免及び保険税の減免等の措置を講ずるものとする。
- 2 市は、必要に応じて、避難住民等の生活の安定のための貸付資金、被災した農林業者及び中小企業に対する設備復旧し均等の融通が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市は、避難住民や被災中小企業等への支援措置について、広く広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。

第4章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 1 国に対する負担金の請求方法
市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行うものとする。
- 2 関係書類の保管
市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出にあたっては、その支出額を証明する書類等を適正に保管しておくものとする。

第6編 緊急処理事態対処編

我が国に対して、着上陸侵攻などの本格的な武力攻撃事態等が、直ちに起きるとは考えにくいですが、大規模テロ等の緊急処理事態については、発生する危険性が高いと考えられる。

武力攻撃事態等と緊急処理事態において市が行う措置は、住民の避難・救援、武力攻撃災害への対処など、基本的には同様であるため、こうした措置は第2編から第5編に定めるところに準じて実施していくこととする。

第1章 想定する緊急処理事態とその対処措置

国は、緊急処理事態として、以下のとおり想定している。

- (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
- (2) 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる場合
- (3) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる場合
- (4) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる場合

これを参考とし、県は、本件の地理的、社会的特性等を考慮して、発生の可能性が高い事態を、以下のとおり想定している。

これらに対する緊急対処保護措置を迅速かつ的確に実施するため、具体的な実施内容を定めた「緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき、緊急対処保護措置を実施するものとしている。

市は、県が策定した「緊急処理事態対応マニュアル」に準じて「市緊急処理事態対応マニュアル」を策定し、このマニュアルに基づき緊急対処保護措置を実施する。

1 県が想定する事態

- (1) 多数の人が集合する施設に放射性物質、生物剤及び化学剤が大量散布された事態
- (2) 大量輸送交通機関が走行中に爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中、高速道路で爆破された事態

2 市が想定する事態

- (1) 多数の人を殺傷する特性を有する生物剤、化学剤が大量散布された事態
- (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送交通機関が爆破された事態
- (3) 核燃料物質が運送中に爆破された事態

3 市緊急処理事態対策本部の設置

国から緊急処理事態対策本部設置の指定があった場合には、市長は市緊急処理事態対策本部を設置し、職員を配備する。

なお、市緊急処理事態対策本部の設置、組織及び運営については、第3編第1章に準じるものとする。

用語集

《あ行》

●安定ヨウ素剤

核分裂により環境中に放出される放射性物質の一つに放射性ヨウ素がある。この放射性ヨウ素は、人間の体内に入ると甲状腺に集まる性質があり、甲状腺の集中的な被曝を引き起こすこととなる。

一方、甲状腺は安定ヨウ素を取り込んでホルモンを分泌しているため、放射性ヨウ素が甲状腺に入る前に安定ヨウ素剤を服用しておくことで甲状腺に入り込む量を少なくすることができる。

●Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）

Em-Net（緊急情報ネットワークシステム）とは内閣官房が整備を進めている、行政専用回線「LGWAN」を利用した国と地方公共団体間で緊急情報を双方向通信するためのシステム。

●NBC攻撃（エヌ・ビー・シー攻撃）

核兵器（Nuclear weapons）、生物兵器（Biological weapons）、化学兵器（Chemical weapons）を使用した攻撃のこと。大量無差別な殺傷や広範囲の汚染が発生する可能性がある。

●NBC災害

NBC攻撃によって引き起こされた武力攻撃災害又は緊急対処事態における災害のこと。

●応援物資

市内外の個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申し入れがあった物資のこと。

●応急措置

武力攻撃災害等の発生又は拡大を防止するため実施する応急の措置をいう。

《か行》

●基本指針

武力攻撃事態等に備えて、国が定める国民保護措置の実施に関する基本的な方針のこと。

基本指針は、国民の保護に関する計画の体系の中で最も上位にある。基本指針に基づいて、指定行政機関、都道府県の国民保護計画及び指定公共機関の国民保護業務計画が策定される。

さらに、都道府県の計画に基づき、市町村の国民保護計画及び指定地方公共機関の国民保護業務計画が策定される。基本指針は、これらの計画の上位に位置し、指針的な内容が記載されている。

●緊急対処事態

武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。

●緊急対処事態対処方針

緊急対処事態に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。

内閣総理大臣は方針の案を作成し、閣議の決定を求める。閣議決定があった日から20日以内に国会に付議し、承認を得なければならない。

●緊急対処措置

緊急対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が国民保護法の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

- (1) 緊急対処事態を終結させるために、その推移に応じて実施する攻撃の予防、鎮圧、その他の措置。
- (2) 緊急対処事態における攻撃から国民の生命、身体、財産を保護するため、又は緊急対処事態における攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において、当該影響が最小となるようにするために、緊急対処事態の推移に応じて実施する警報の発令、避難の指示、被災者の救助、施設及び設備の応急の復旧その他の措置。

●緊急対処保護措置

緊急対処事態対処方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が、事態対処法第25条第3項第2号に掲げる措置、その他これらのものが当該措置に関し国民の保護のための措置に準じて法律の規定に基づいて実施する措置をいう。

具体的には、上記「緊急対処措置」の「(2)」のことである。

●緊急処理事態における災害

武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

●義援金等

個人、企業、団体、他の地方公共団体等から提供、提供の申し入れがあった金銭又は物品のこと。

●航空攻撃

我が国に対する着上陸侵攻が行われる場合、周囲を海に囲まれた物理的な特性や現代戦の様相から、まず航空機やミサイルによる急襲的な攻撃が行われると考えられる。こうした攻撃を航空攻撃といい、反復されるのが一般的であると考えられる。

●ゲリラ

不正規軍の要員であり、戦線を作らず、小規模な部隊に分かれ、会戦を徹底して回避して、小規模な襲撃や待ち伏せ、敵方の施設破壊等の後方攪乱等を行なう要員をいう。

●高規格救急車

救急救命士が行なう救命処置に必要な資機材を積載している救急車のこと。活動しやすい車内空間が確保され、重篤な患者（心肺停止等）に医療行為を行う器材が搭載されており、通常の救急車よりも高度な救急医療を施すことができる。

●国際人道法

一般的に「ジュネーブ諸条約」等を指す。ジュネーブ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めている。

●国民保護法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」である。平成16年6月14日に成立し、同年9月17日に施行された。武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命・身体・財産を保護するため、国や地方公共団体等の責務、住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置及びその他の国民保護措置等に関し必要な事項を定めている。

●国民保護計画

政府が定める国民の保護に関する基本指針に基づいて、県、市町村及び指定行政機関が作成する計画である。国民の保護のための措置を行なう実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定めるものである。

県及び市町村の計画の作成や変更に当たっては、関係機関の代表者等で構成される国民保護協議会に諮問するとともに、内閣総理大臣に協議することとなっている。又、市町村は都道府県知事に協議することとなっている。

●国民保護業務計画

指定公共機関が国民の保護に関する基本指針に、指定地方公共機関が都道府県の国民保護計画にそれぞれ基づいて作成する計画である。各機関が実施する国民の保護のための措置の内容と実施方法、国民保護措置を実施するための体制に関する事項、関係機関との連携に関する事項などについて定めるものである。業務計画を作成したときは、指定公共機関は内閣総理大臣に、指定地方公共機関は都道府県知事にそれぞれ報告することとなっている。

●国民保護措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する事態対処法第22条第1号に掲げる措置のことである。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

《さ行》

●指定行政機関

内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法、国家行政組織法等で規定する国の行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、スポーツ庁、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁が指定されている。

●指定公共機関

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、運送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令及び内閣総理大臣公示で指定されている。

●指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの。具体的には、沖縄総合事務局、管区警察庁、地方防衛局、総合通信局、沖縄総合通信事務所、財務局、税関、沖縄地区税関、水戸原子力事務所、地方厚生局、都道府県労働局、地方農政局、北海道農政事務所、森林管理局、経済産業局、産業保安監督部、那覇産業保安監督事務所、地方整備局、北海道開発局、地方運輸局、地方航空局、航空交通管制部、管区気象台、沖縄気象台、管区海上保安本部、地方環境事務所が指定されている。

●指定地方公共機関

都道府県の区域において電気、ガス、運送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人。地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。

●自主防災組織

大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という共助の精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。

●収容施設

避難所、応急仮設住宅等避難等により本来の住居において起居することができなくなった避難住民が、一時的に起居するために、市長が提供する施設のこと。

●ジュネーブ諸条約

ジュネーブ諸条約は、戦時における戦闘員や文民の人権の確保について定めており、次の4つの条約と2つの追加議定書からなる。

- ・戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する条約（第一条約）
- ・海上にある軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する条約（第二条約）
〈主な内容〉戦時中に発生した負傷者と医療活動をしている団体は保護しなければならない。
- ・捕虜の待遇に関する条約（第三条約）
〈主な内容〉捕虜は人道的に取扱わなければならない。
- ・戦時における文民の保護に関する条約（第四条約）
- ・国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第一追加議定書）
- ・非国際的武力紛争の犠牲者の保護に関する議定書（第二追加議定書）
〈主な内容〉非戦闘員である文民は保護されなければならない。（なお、第二追加議定書は、内乱等に関して適用される）

●J-ALERT（全国瞬時警報システム）

J-ALERT（全国瞬時警報システム）とは、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を通信衛星と市町村の同報系防災行政無線等を利用し、住民へ瞬時に伝達するシステム。

●生活関連等施設

発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物を取り扱う施設等）をいう。

●赤十字標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書においては、医療組織は常に尊重され、保護されるものとし、これを攻撃対象としてはならない旨規定している。そして、軍関係以外の医療組織及び医療運送手段を保護するため、赤十字標章等と身分証明書を定めている。

《た行》

●対処基本方針

武力攻撃事態等に至ったときに、政府がその対処に関して定める基本的な方針のこと。対処基本方針が定められて、初めて武力攻撃事態等の発生が認定される。

●対処措置

対処基本方針が定められてから廃止されるまでの間に、指定行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関が法律の規定に基づいて実施する次に掲げる措置をいう。

(1) 武力攻撃事態等を終結させるために、その推移に応じて実施する措置。武力攻撃事態対処法第2条第1項第7号には、自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開などがあげられている。

(2) 武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようにするために武力攻撃事態等の推移に応じて実施する措置のこと。具体的には、警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、施設及び設備の応急の復旧に関する措置等のことを指す。

●ダーティボム

別名「汚い爆弾」のこと。対象地域一帯に放射性物質をまき散らすために、一時的な爆発物を使用することを指す。核爆発とは異なる。

●弾道ミサイル攻撃

弾道ミサイルとは、主にロケットエンジンを推進し、発射後、ロケットが燃え尽きた後は、そのまま慣性で弾道軌道を飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達するミサイルのことである。弾頭には通常弾頭のほか、核、生物、化学兵器を用いた弾頭が考えられる。こうしたミサイルを使用した攻撃をいう。

●着上陸侵攻

我が国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊などを上陸又は着陸させる作戦を行なうこととなる。こうした武力攻撃を着上陸侵攻という。

●特殊標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める文民保護標章をいう。

●特殊部隊

正規軍の要員であり、高度に訓練された特殊技能と最先端の装備を駆使して、困難な任務を遂行する部隊をいう。

●トリアージ

災害時等において、現存する限られた医療資源（医療スタッフ、医療品等）を最大限に活用して、可能な限り多数の傷病者の治療を行なうためには、負傷者の状態の緊急性や重症度に応じて治療の優先順位を決定し、患者搬送、病院選定、治療の実施を行なうことが大切である。

トリアージとは、負傷者を重症度、緊急性などによって分類し、治療や搬送の優先順位を決めることである。

《は行》

●避難経路

住民が避難する経路のこと。避難路や鉄道路線等から編成される。

●避難住民等

避難住民及び被災者のこと。

●避難先地域

住民の避難先となる地域のこと。（住民の避難の経路となる地域を含む）対策本部長は、避難措置の指示を行なう場合には、避難先地域を示さなければならない。

●避難施設

住民の避難及び避難住民等の救援の用に供する施設として、知事があらかじめ指定した施設のこと。

●武力攻撃

我が国に対する外部からの組織的、計画的な武力の行使をいう。武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずるものもあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概には言えないものである。

●武力攻撃災害

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害のこと。

●武力攻撃事態

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態をいう。「武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態」とはどのような場合であるかについては、事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切ではないが、例えば、ある国が我が国に対して武力攻撃を行なうとの意図を明示し、攻撃のための多数の艦船あるいは航空機を集結させていることなどから

みて、我が国に対する武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると客観的に認められる場合は、これに該当すると考えられる。

●武力攻撃事態等

武力攻撃事態と武力攻撃予測事態をいう。

●武力攻撃予測事態

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態をいう。事態の現実の状況に即して個別具体的に判断されるものであるため、仮定の事例において、限られた与件のみに基づいて論ずることは適切ではないが、例えば、その時点における我が国を取り巻く国際情勢の緊張が高まっている状況下で、ある国が我が国への攻撃のため部隊の充足を高めるべく予備役の招集や軍の要員の禁足、非常呼集を行っているとみられることや、我が国を攻撃するためとみられる軍事施設の新たな構築を行っていることなどからみて、我が国への武力攻撃の意図が推測され、我が国に対して武力攻撃を行う可能性が高いと客観的に判断される場合は、これに該当すると考えられる。

●武力攻撃事態対処法

法律の正式名称は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」。平成15年6月6日に成立し、同月13日に施行された。武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）への対処について、基本理念、国・地方公共団体等の責務、国民の協力その他の基本となる事項、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項などを定めている。この法律の規定を受け、国民保護法ほか有事関連法が整備された。

●文民保護標章

ジュネーブ諸条約第一追加議定書においては、文民保護の任務（警報の発令、救助、医療、消火など）などを具体的に定義するとともに、文民保護組織の要員や使用される建物・機材を保護するため国際的な特殊標章と身分証明書を定め、これらを識別できるようにしている。文民保護標章とは、この国際的な特殊標章のことであり、国民の保護のための措置を行う公務員などや、その援助を要請された民間人に対し交付又は使用を許可し表示させることで、敵国の攻撃等から保護することを目的としている。

《や行》

●有事関連七法

武力攻撃事態対処法は、武力攻撃事態への対処に関して必要となる法制の整備に関する事項について定めている。この規定を受け、平成16年6月14日に成立した法律を一般的に有事関連七法という。有事関連七法は、以下のとおりである。

- ・武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）
- ・武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（米軍行動関連措置法）
- ・武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（海上輸送規制法）
- ・自衛隊法の一部を改正する法律
- ・武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律（特定公共施設利用法）
- ・武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（捕虜取扱い法）
- ・国際人道法の重大な違反行為の処罰に関する法律（国際人道法違反処罰法）

●要配慮者

次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知することが不可能又は困難な者。
- (2) 自分の身体に危険が差し迫った場合において、それを察知しても適切な行動をとることが不可能又は困難な者。
- (3) 危険を知らせる情報を受け取ることが不可能又は困難な者。
- (4) 危険を知らせる情報を受け取ることが可能であっても、それに対して適切な行動をとることが不可能又は困難な者。

例えば、高齢者、障がい者、乳幼児、外国人等が考えられる。

●要避難地域

住民の避難が必要な地域のこと。対策本部長は、避難措置の指示を行う場合には、要避難地域を示さなければならない。